

## 平成25年第4回教育委員会定例会日程

日 時 平成25年4月26日(金)  
午後1時30分  
場 所 北栄町役場大栄庁舎第4会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行政報告  
教育長  
教育総務課長  
生涯学習課長
- 4 議 案  
議案第27号 北栄町教育行政評価委員の委嘱について  
議案第28号 学校評議員の委嘱について  
議案第29号 小・中学校主任等の任命について  
議案第30号 北栄町スポーツ推進委員の委嘱について  
議案第31号 北栄町社会教育及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱  
について  
議案第32号 北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱の廃止につ  
いて
- 5 協議事項  
(1) 平成25年度保育所・こども園・小・中学校計画訪問について  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1  
(2) いじめに関する実態調査について ・・・・・・・・・・資料当日配布  
(3) 小学校下校時における通学方法について
- 6 報 告  
・各課の事務分担表について ・・・・・・・・・・資料2  
・平成25年度今年のごとについて ・・・・・・・・・・資料3  
・「まなびの教室」「ことばの教室」設置について ・・・・・・・・・・資料4  
・平成24年度外部評価において「D」と判定された項目の今後の  
対応方針について ・・・・・・・・・・資料5
- 7 その他  
・次回教育委員会 定例会 5月28日(火) 午後1時30分から
- 8 閉 会

# 第 12 回 教育 連絡 会

平成 25 年 3 月 5 日

## 【確認事項】

- ①体罰を伴わない指導方法の徹底
- ②いじめの解決

### 1 園小中高連携について

- ・連携は、子どもの育ちをつないでいく、そのために指導者は、子どもの育ちを長いスパンで見守り育てていくことが、基本的な考え方
- ・つなぎは、子どもを良く観察し、記録等に留め、引き継ぐことが要点
- ・一人ひとりの子どもは勿論ではあるが、特に配慮を要する子に関しては、綿密な引継ぎが肝要（様式を作り、書きとどめ、引き継ぐ）
- ・横の連携については、同校種間の交流がもっと出来ないものか？
- ・指導者が、連携の意義を認識しない限り前進しない

### 2 教育行政評価委員会の評価及び来年度の課題について

- ・認定こども園における幼児教育 C →1年目のため課題あり、計画訪問での指導助言は必要である
- ・同日公開参観日 B →教員・児童生徒の刺激となり、学習意欲の増強になることが期待される 開かれた学校の象徴として継続して欲しい
- ・職場体験学習 C →事業所を増加したことは良かった 有意義に取り組んで欲しい
- ・ゲストティーチャーの招聘 B →地域の指導者の活用を増（単町費でも）
- ・レインボープラン B ・ドリームプロジェクトX C
- ・学びと指導の創造事業 C →授業力の向上に役立ったのか 目に見える形ではどうだったのか

### 3 教職員人事の日程について

- ・ 3月 9日（土）地教委折衝
- ・ 10日（日）地教委内示
- ・ 12日（火）臨時教育委員会
- ・ 13日（水）校長内示  
13：30～13：40 北条小 13：40～13：50大栄小  
13：50～14：00 北条中 14：00～14：10大栄中  
本人内示 15：30以降  
新採内示連絡開始
- ・ 14日（木）講師等連絡開始
- ・ 22日（金）異動表配布
- ・ 23日（土）新聞掲載

### 4 その他

- ・
- ・

## 4 月 行 政 報 告

(4月26日 定例教育委員会)

### ＝教育総務課＝

#### 1 児童生徒の表彰について

3月26日、町長室において、平成24年度北栄町児童生徒表彰の表彰式を行いました。

学校名	被表彰者数
北条小学校	学芸賞 1人・親切賞 1人・健康賞 1人
北条中学校	学芸賞 1人・健康賞 1人・親切賞 1人
大栄中学校	学芸賞健康賞 1人・健康賞 6人

#### 2 (財)竹歳敏夫奨学育英会について

3月26日、(財)竹歳敏夫奨学育英会評議員会・理事会を開催しました。会では、平成25年度事業計画(案)及び収支予算(案)について審議され、原案どおり承認されました。

#### 3 教育委員会の開催について

3月26日、第3回教育委員会定例会を開催しました。議事は以下のとおりで原案どおり承認されました。協議では、平成24年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について、次年度においては、具体的指標の明記など評価がわかりやすい方法を検討することなどについて協議しました。

#### 4 転任・新任教職員着任式について

4月2日、北栄町立小・中学校の転任・新任教職員(34人)着任式を開催しました。着任式では、転入者代表者として、北条小学校 中前雄一郎校長の宣誓の後、教育委員長からの訓示、そして来賓として出席された松本町長と青亀町議会議長が、転任・新任教職員を激励されました。

#### 5 新任・転任教職員の町内巡りについて

4月4日、新任・転任教職員(28人)を対象にした「指導に役立つ町内巡り」を行いました。この研修は、児童生徒が生まれ育った北栄町の歴史・文化などに触れることで、町のよさを知るとともに関心を持ち、好きになってもらい、指導に役立たせることを目的に実施したものです。

## 6 入学（園・所）式について

次のとおり、入学（園・所）式が行われました。

日 時	学 校 等 名	入学（園・所）者数
4 月 4 日	北条こども園	182 人
〃	由良こども園	91 人
〃	大誠こども園	127 人
〃	大谷保育所	32 人
4 月 9 日	北条小学校	66 人
〃	大栄小学校	64 人
〃	北条中学校	64 人
〃	大栄中学校	77 人

## 7 学校行事について

今年度の各学校の修学旅行は次のとおりです。

- ・ 4 月 18 日～19 日 大栄小学校 6 年生 行き先：広島方面
- ・ 4 月 16 日～18 日 大栄中学校 3 年生 行き先：東京方面
- ・ 5 月 6 日～ 8 日 北条中学校 3 年生 行き先：京阪神
- ・ 10 月 3 日～ 4 日 北条小学校 6 年生 行き先：広島方面

### 【その他特徴的な事項】

#### 《子ども園関係》

##### 1 平成 24 年度子ども園・保育所評価について

4 月 12 日、役場第 2 会議室において、平成 24 年度における子ども園、保育所評価について、子ども園園長、保育所長等による意見交換を行い総括を行いました。

#### 《学校給食関係》

##### 1 学校給食食物アレルギー対応検討会について

4 月 4 日、大栄小学校校長室に於いて新 1 年生で、重度の食物アレルギー児童に対する学校給食アレルギー対応検討会が開かれ、保護者、学校関係、学校給食関係者が調理から運搬、配膳などの確認を行いました。

また、該当児童のアナフィラキシーショック時の対応として、学校長以下職員がエピペン講習を行うなど緊急時の対応を学びました。

## ＝生涯学習課＝

### 1 すいかながも健康マラソン第3回実行委員会について

3月11日、役場会議室で、すいかながも健康マラソン大会の第3回実行委員会を開催しました。

委員会では、本年7月7日（日）に開催予定の第26回大会要項の検討、マラソンTシャツの紹介などを行いました。委員会では、「ふるさと納税等のPRを併せて行っては」など意見が出されました。このことについて、4月の開催要項発送時に同封して発送するようにしました。

### 2 春休み子どもの学び力アップ講座について

3月25日、27日の両日、学校外での学習機会・体験活動により、異年齢間の交流を深め、自ら学び考える力を育成することを目的に、春休み子どもの学び力アップ講座を実施しました。

25日は、米子方面に20名の児童が参加し鳥取グリコ工場などを見学し、27日には、鳥取方面に20名が参加しコクヨ工場、警察本部などを見学しました。

参加者は、普段見る事のない生産ラインや、警察本部の通信指令室などに驚いた様子でした。

### 3 4・5月の行事及び行事予定

4月10日（水）東伯郡体育協会理事会

16日（火）～19日（金）マナーアップさわやかあいさつ運動（由良駅）

17日（水）第1回北栄町スポーツ推進委員協議会

22日（月）平成25年度シニアクラブ開講式

5月 8日（水）人権教育・啓発推進協議会

26日（日）東伯郡民体育大会町結団式

議案第27号

北栄町教育行政評価委員の委嘱について

次の者を北栄町教育行政評価委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成25年4月26日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

平成25年度北栄町教育行政評価委員

氏名	住所	備考
野津 伸治	倉吉市福庭 854 番地	鳥取短期大学教授
盛山由紀子	北栄町西高尾 847 番地 385	(地域)
山田真由美	北栄町北尾 150 番地	(保護者)

任 期 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

【参考資料】

●北栄町教育行政評価委員会設置要綱

(組織)

第3条 委員会は、委員3名をもって組織する。

2 委員は、学識経験のあるものから北栄町教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

議案第28号

学校評議員の委嘱について

次の者を学校評議員に委嘱したいので、北栄町立小学校及び中学校管理規則第36条の規定により委員会の同意を求める。

平成25年4月26日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり



平成25年度 学校評議委員名簿

(小学校関係)

学校名：北栄町立 北条小学校			
NO	学校評議員名	住 所	備 考
1	三村 章雄	北栄町土下182	元PTA役員（地元の寺院・住職）
2	岩間 宗徳	北栄町米里929	元PTA会長（地元在住・自営業）
3	横濱 恵美子	北栄町下神551	元教員
4	三谷 みつに	北栄町弓原396	読み聞かせボランティアのメンバー

学校名：北栄町立 大栄小学校			
NO	学校評議員名	住 所	備 考
1	前田 誠二	北栄町六尾 418	大誠地区有識者 JA営農センター長
2	松本えつ子	北栄町西高尾 827-84	栄地区有識者 農業
3	中村 浩之	倉吉市福庭町 1-3	由良地区出身有識者 税理士（中村義光事務所）
4	助谷智恵美	北栄町瀬戸 38-1	大誠こども園園長 プチレインボープラン
5	武田 基資	北栄町由良宿 340	大栄中学校教務主任 レインボープラン

学校名：北栄町立 大栄中学校			
NO	学校評議員名	住 所	備 考
1	福光 大輔	北栄町大島921	社会福祉協議会職員
2	中川 昇	北栄町西高尾1286	元中学校長
3	福光 寿昭	北栄町大島904	同窓会長
4	伊藤 国興	北栄町大島1022-1	前P T A会長
5	黒松 悟司	北栄町由良宿481	鳥取中央育英高等学校長
6	岡崎 坦	北栄町六尾421-2	元会社役員

(中学校関係)

学校名：北栄町立 北条中学校			
NO	学校評議員名	住 所	備 考
1	小矢野典子	北栄町松神692	北条中学校P T A副会長
2	三村 章雄	北栄町土下816-13	住職（光明寺）
3	岸田 泰彦	北栄町土下186	元小学校校長
4	松本 晴樹	北栄町下神734-7	元中学校P T A会長
5	岡本 雅子	北栄町国坂680	北条小学校教頭
6	西村 康子	北栄町国坂2397-2	北条文化会館館長

任 期 平成25年4月26日から平成26年3月31日まで

## 【参考資料】

### ●北栄町学校評議員設置要綱（抜粋）

（委嘱）

第3条 評議員は、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、北栄町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 当該学校に在学する児童及び生徒の保護者等
- （2） 当該学校の通学区域内にある関係機関に所属する者
- （3） 当該学校の通学区域にある青少年団体等に所属する者
- （4） 前3号に掲げる者のほか、教育に関する理解及び識見を有する者

（任期）

第4条 学校評議員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。ただし、再任することを妨げない。

2～3 略

（役割）

第5条 学校評議員は、学校運営に関する事項について、校長の求めに応じて意見を述べ、又は必要に応じて助言を行うものとする。

2 校長は、必要に応じて学校評議員による会議を招集し、これを主宰する。

議案第29号

小・中学校主任等の任命について

次の者を小・中学校主任等に任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成25年4月26日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

平成25年度北栄町立小・中学校主任等

分 掌 名	大栄小学校	北条小学校
	氏 名	氏 名
教務主任	荒木 啓子	岡 裕一
第1学年主任	増尾 孝子	堀 真名美
第2学年主任	竹本 和博	磯田 和子
第3学年主任	杉本 勝則	河原 久子
第4学年主任	佐伯 英範	笠見 知枝
第5学年主任	三好 春絵	入江 明代
第6学年主任	豊嶋 里美	定常喜美子
保健体育主事	竹本 和博	川口 浩明
人権教育主任	田中 寛	磯田 和子
生徒指導主任	絹見 安明	秦 葉子
司書教諭	豊嶋 里美	多田 恭子
衛生推進者	阪本 玉代	岡本 雅子
防火管理者	阪本 玉代	岡本 雅子

分 掌 名	大栄中学校	北条中学校
	氏 名	氏 名
教務主任	武田 基資	岡本 基晴
第1学年主任	田熊 稔昌	吉田 幸平
第2学年主任	萬 彰夫	松本 昭範
第3学年主任	矢田 幸人	山本 裕児
保健体育主事	杉本真由美	浜橋真由美
人権教育主任	山下 聖二	山根 英二
生徒指導主事	眞山 元樹	福山 大典
進路指導主事	矢田 幸人	小谷 清美
司書教諭	池口千奈美	近重 智子
衛生推進者	斉木 宏寿	石亀 伸弥
防火管理者	斉木 宏寿	石亀 伸弥

任 期 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

## 【参考資料】

### ●北栄町立小学校及び中学校管理規則（抜粋）

（教務主任等）

第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事及び人権教育主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 保健体育主事は、校長の監督を受け、学校における保健及び児童又は生徒の体力の向上に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 人権教育主任は、校長の監督を受け、学校における人権教育に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

6 第1項に規定する主任及び主事は、当該学校の教諭(保健体育主事にあつては、教諭又は養護教諭)の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（生徒指導主事）

第27条 中学校に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 生徒指導主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（進路指導主事）

第28条 中学校に、進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 進路指導主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて教育委員会がこれを命ずる。

（その他の主任等）

第29条 この規則に定めるもののほか、学校に、必要に応じて校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項の主任等は、校長がこれを命ずる。

（主任等の任期）

第34条 第26条から第31条までに定める主任等の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

2 学年の途中に主任等を命ぜられた者の任期は、前任者の残任期間とする。

（衛生推進者）

第34条の2 学校に衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、校長の監督を受け、職員の安全又は衛生のための教育の実施に関する事項、健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事項をつかさどる。

3 衛生推進者は、当該学校の教頭又は教諭の中から校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（学校評議員）

第36条 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱するものとする。

（防火管理者）

第59条 学校に防火管理者を置く。

2 防火管理者は、教頭をもって充て、教育委員会が命ずる。

3 教頭をもって防火管理者に充てることができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聴いて、他の教諭をもってこれに充てることができる。

4 防火管理者は、校長の監督を受け消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に定める防火管理上必要な業務を行う。

議案第30号

北栄町スポーツ推進委員の委嘱について

次の者を北栄町スポーツ推進委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成25年4月26日 提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり



## 北栄町スポーツ推進委員名簿

平成25年4月1日現在

番号	氏名	性別	年齢	備考
1	坂本 憲昭	男	65	
2	長見 毅	男	68	
3	川本 晴江	女	67	
4	宇田川誠章	男	62	
5	山根由美子	女	58	
6	小椋 一四	男	69	
7	宮本 文江	女	72	
8	中田 光夫	男	61	
9	杉川 武士	男	53	
10	齋尾智恵里	女	50	
11	井上 裕子	女	50	
12	工野 裕一	男	30	
13	阪本 知則	男	43	
14	錦織 志穂	女	35	
15	南場 靖吾	男	49	
16	藤田 博美	女	37	
17	米本久美子	女	44	
18	大西 慶祐	男	43	
19	玉木 正枝	女	64	
20	妻由 愛	女	26	
21	石竇 麻美	女	34	
22	河本 喜彦	男	28	
23	濱根 明博	男	28	
24	濱本 恭実	女	27	
25	奥田 佑太	男	25	

任 期 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間

## 【参考資料】

### ●スポーツ基本法（抜粋）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

### 北栄町スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、北栄町スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整
- （2） 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- （3） 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- （4） 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- （5） スポーツ関係団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- （6） 住民に対し、スポーツについての理解を深めること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定により、委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

（定数）

第3条 委員の定数は、30人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前項の規定にかかわらず、後任者が選任されるまで在任する。

3 委員は、再任されることができる。

議案第31号

北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

平成25年4月26日 提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

氏名	任期	事由
齋尾可奈子	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	役職の交代 (小学校PTA代表)
池本 雅実	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	役職の交代 (中学校PTA代表)
中川 昇	平成25年4月1日 ～平成26年3月31日	役職の交代 (自治会長会代表)

## 【参考資料】

### ●北栄町社会教育委員に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条及び第18条の規定により、北栄町に北栄町社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

（職務）

第2条 委員は、社会教育に関し次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関し諸計画を立案すること。
- (2) 北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じこれに対して意見を述べ、助言すること。
- (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

（定数）

第3条 委員の定数は、12人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 第1項の任期は、教育委員会の委嘱の日から起算する。

### ●北栄町中央公民館条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、北栄町が設置する中央公民館に関し必要な事項を定めるものとする。

（公民館運営審議会）

第3条 公民館に法第29条第1項の規定により公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
- 3 審議会は、館長の求めに応じ、公民館運営に関する意見具申及び公民館における各種の事業の企画運営の参画に当たる。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合は、他の適任者を委嘱することができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任(任期)期間とする。

議案第 3 2 号

北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱を廃止する要綱の  
制定について

北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱を廃止したいので、北栄町教育  
長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

平成 2 5 年 4 月 2 6 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱を廃止する要綱

北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱（平成 1 9 年北栄町教育委員会  
訓令第 9 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 2 6 日から施行する。

## 【参考資料】

### ●北栄町部落解放文化祭活動費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金交付規則（平成17年北栄町規定第43号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、北栄町部落解放文化祭活動費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (交付目的)

第2条 本補助金は、北栄町において、日常の学習や交流活動の成果を発表することにより、人権意識の高揚を図り、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて開催することを目的とする。

#### (補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内において本補助金を交付する。

2 補助対象経費は以下のとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) 使用料及び賃借料

#### (交付決定の時期等)

第4条 本補助金の決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

#### (実績報告の時期)

第5条 規則第18条第1項の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

#### (提出書類の部数等)

第6条 町長に提出する書類は1部とし、教育委員会事務局を経由して提出しなければならない。

#### (雑則)

第7条 この訓令又は規則に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成23年4月22日から施行する。

## 5 協議事項

(1) 平成25年度保育所・こども園・小・中学校計画訪問について

※ 別紙「資料1」のとおり

(2) いじめに関する実態調査について

※ 当日配布 別冊資料のとおり

(3) 小学校下校時における通学方法について

### 1 検討事項

- ・ 遠距離通学（下校）のあり方をどう考えていくのか。
- ・ 現在、東・西新田場で、冬季間（11月から2月）に限定して実施している町公用車下校を「通年実施」にできないかどうか。

### 2 協議の経過、背景

- ・ 西新田場保護者⇒自治会（長）から町へ要望（H22、H23）…全体運用から×
- ・ 東新田場保護者⇒保護者から町長へ要望（H25）

（要望理由）

- ①昨今、少子化により児童生徒の数が減少し、特に下校時は集団での通学が困難な面がある。また、集落や人気のない中を1人で通学することがある。
- ②年々、都会のみならず、中部地区や町内においても「不審者」が多く発生しており、下校時における子どもの安全確保が課題となっている。
- ③①、②の状況から、保護者は子どもたちの下校に関して不安を抱えている。
- ④大栄地区のようにスクールバスの運行を実施してほしい。

●上記を踏まえ、町長から次のことについて教育委員会で検討するよう依頼があったもの。

### 3 遠距離通学（下校）の現状

※ 遠距離とは …（原則）おおむね直径2km、かつ、道程3km

#### (1) 北条地区

- ・ 東新田場 ⇒ 1・2年：路線バス（江北バス停）⇒徒歩  
（該当） 3年以上：徒歩  
※ 冬季間：全学年町公用車で下校
- ・ 西新田場 ⇒ 全学年：徒歩  
（該当） ※ 冬季間：全学年町公用車で下校

- ・米里 ⇒ 全学年 : 徒歩  
(未該当) ※ 冬季間 : 同様
- ・曲 ⇒ 全学年 : 路線バス (下神バス停) ⇒ 徒歩  
(該当) ※ 冬季間 : 同様 (通常期 : 3年以上保護者負担)
- ・下神、松神 ⇒ 1・2年 : 路線バス  
(未該当) 3年以上 : 徒歩 (保護者負担で路線バス利用)  
※ 冬季間 : 同様

## (2) 大栄地区

- ・合併前スクールバス導入時の経過 (遠距離通学の考え方を含む。) から決定。  
(徒歩) 西園 (3年以上)、妻波 (4年以上)、六尾北、六尾 (千目は除く。)、  
由良地区、緑ヶ丘、別所、二子塚 … (参考) 瀬戸 : バス





## ○平成25年度 北栄町教育委員会計画訪問

## 【前期】

5月21日(火) 午前 大誠こども園  
5月23日(木) 午前 北条こども園  
5月24日(金) 午前 大谷保育所  
5月28日(火) 午前 由良こども園  
6月21日(金) 午前 北条小学校  
6月24日(月) 午前 大栄中学校 , 午後 北条中学校  
6月26日(水) 午前 大栄小学校

## 【後期】

10月29日(火) 午前 由良こども園  
10月31日(木) 午前 大谷保育所  
11月 7日(木) 午前 大誠こども園  
11月12日(火) 午前 北条こども園, 午後 北条小学校  
11月19日(火) 午前 北条中学校 , 午後 大栄中学校  
11月27日(水) 午後 大栄小学校

# 平成25年度北栄町教育委員会 小・中学校計画訪問の実施について

北栄町教育委員会

## 1. 小・中学校規模

学校・園名	児童・生徒数 (内:特別支援学級)	学 級 数 (内:特別支援学級)	教 職 員 数 (休職者等を含む)	備 考
北条小学校	4 1 3 ( 1 9 )	2 0 ( 5 )	4 0	少人数学級 (1,3,4年)
大栄小学校	4 1 8 ( 2 6 )	2 0 ( 6 )	4 2	少人数学級 (3年)
北条中学校	1 9 9 ( 6 )	9 ( 2 )	2 8	少人数学級 (3年)
大栄中学校	2 1 1 ( 9 )	1 0 ( 2 )	2 9	少人数学級 (1,2年)

## 2. 訪問者

- ・教育委員長・教育委員・教育長 …5名
  - ・教委事務局 …4名  
(2課長+指導主事2)
  - ・中部教育局指導主事 …1名
- ※訪問者は予定。

## 3. 計画訪問の実施方法について

※ 前・後期 2回実施

前期:平成25年5月20日(月)～7月5日(金)

後期:平成25年10月21日(月)～11月29日(金)

※ 前期・後期とも、1日2校(午前1校、午後1校)。

※ 午前の訪問学校で給食試食。

※ 午後の訪問学校では、全職員との懇談会(1時間程度)を設ける。

※ 前期と後期で、午前と午後を入れ替える。

※ 詳しくは、別紙「平成25年度北栄町立小・中学校計画訪問実施要項」による。

### 訪問の日程

- ・ 午前校 …校長説明・授業参観・主任説明及び懇談・給食・(諸表簿の閲覧)
- ・ 午後校 …授業参観・校長説明・主任説明・全職員との懇談会・(諸表簿の閲覧)

# 平成25年度北栄町立小・中学校計画訪問実施要項

北栄町教育委員会

## 1. 趣 旨

---

- 各小・中学校の教育活動の現状や学校経営上の成果と課題についてその実情を把握し、教育課程実施上の諸問題についての理解を深め、学校教育の充実に向けて支援する。
- 各小・中学校の教育課題を明らかにし、児童・生徒の「生きる力」の向上を図り、魅力ある学校経営の創造について意見交換を行い、今後の教育の推進方策等について協議する。

## 2. 訪問の視点

---

- (1) 児童・生徒の実態（生活・学習）について
- (2) 今年度の創意ある学校経営の取り組みについて
  - ・ 一人一人の確かな学力向上の取り組み（少人数学級の取り組み、家庭学習の状況）
  - ・ 豊かな心を育む取り組み
  - ・ 人権教育の取り組み
  - ・ 地域に根ざした学校の取り組み
  - ・ 幼保小中高連携の取り組み
- (3) その他
  - ・ 教育施設設備について

## 3. 訪問の内容

---

### 【午前訪問校の場合】

- (1) 授業参観（全学年、全学級）…2・3時限を自由参観
- (2) 学校経営等に関する説明（現状、成果と課題）並びに今年度の取り組みの重点について  
学校経営…校長、教育課程…教務主任、研究推進…研究主任、人権教育…人権教育主任、生徒指導…生徒指導主事（主任）⇒各校の実情に合わせる
- (3) 学習環境の整備（校舎内外の整備状況や安全・情操面について）
- (4) 懇談会  
校長・教頭・教務主任・（学年主任）・（研究主任）・（人権教育主任）・（生徒指導主事（主任））  
など（可能な限り）
- (5) 給食試食

### 【午後訪問校の場合】

- (1) 授業参観（全学年、全学級）…5時限（または5・6時限）を自由参観
- (2) 学校経営等に関する説明（現状、成果と課題）並びに今年度の取り組みの重点について  
学校経営…校長、教育課程…教務主任、研究推進…研究主任、人権教育…人権教育主任、生徒指導…生徒指導主事（主任）⇒各校の実情に合わせる
- (3) 学習環境の整備（校舎内外の整備状況や安全・情操面について）
- (4) 懇談会  
全職員（可能な限り）

#### 4. 当日の日程

---

※各小・中学校と協議。

---

##### ※全職員との懇談会のテーマ

小学校……学力向上における各学年の現状・課題と課題解決のための具体的な取り組み  
中学校……学力向上における各教科の現状・課題と課題解決のための具体的な取り組み  
(少人数学級の取り組みや家庭学習の定着に向けての取り組みも含めて)

#### 5. 留意点

---

- (1) 学校経営等・各主任からの説明に当たっては、学校評価のPDCAサイクルを生かして、学校要覧や資料等（A4版）で具体的・簡潔に説明する。
- (2) 可能な限り、特色ある学習活動（例えば、少人数指導、道徳、人権教育の授業、情報機器や学校図書館の活用など）や加配を活用した授業が参観できるようにする。
- (3) 授業参観において、午前訪問学校は学習指導案（略案 A4版 縦置き 横書き 1人1枚）及び授業者一覧表を準備する。午後訪問学校は、指導者・教科・場所・単元名・本時目標・主な学習活動が分かる一覧表を準備する。

#### 6. その他

---

町教育委員会の学校訪問にあわせて、県教育委員会も同行する。

# 平成25年度北栄町立保育所・こども園計画訪問実施要項

北栄町教育委員会

## 1. 趣 旨

---

- 各所・園の保育・教育活動の現状や園経営上の成果と課題についてその実情を把握し、教育課程実施上の諸問題についての理解を深め、就学前保育・教育の充実に向けて支援する。
- 各所・園の教育課題を明らかにし、児童の「生きる力の基礎」の向上を図り、魅力ある園経営の創造について意見交換を行い、今後の保育・教育の推進方策等について協議する。

## 2. 訪問の視点

---

- (1) 児童の実態（生活・遊び）について
- (2) 今年度の創意ある学校経営の取り組みについて
  - ・ 遊びを学びにつなぐ取り組み
  - ・ 研究の取り組み
  - ・ 幼保小中高連携の取り組み
- (3) その他
  - ・ 施設設備について

## 3. 訪問の内容

---

- (1) 保育参観（全学級）
- (2) 所・園経営等に関する説明（現状、成果と課題）並びに今年度の取り組みの重点について  
所・園経営…所長・園長、保育・教育課程、研究推進⇒各園の実情に合わせる
- (3) 環境の整備（校舎内外の整備状況や安全・情操面について）
- (4) 懇談会  
園長・保育部長・幼稚部長など（可能な限り）
- (5) 給食試食

## 4. 当日の日程

---

※各所・園と協議。

---

## 5. 留 意 点

---

- (1) 所・園経営等説明に当たっては、所・園評価のPDCAサイクルを生かして、資料等（A4版）で具体的・簡潔に説明する。
- (2) 参観において、保育者一覧表及び保育指導案（略案 A4版 縦置き 横書き 1人1枚）を準備する。

## 6. そ の 他

---

町教育委員会の学校訪問にあわせて、県福祉保健部子育て応援課、県教育委員会も同行する。

《 教育総務課 》

資料2

課長	西村 文伸
室長	大庭 博
室長	田中 葉子
主幹	岩田 正子
主幹	桑本 康昭
主幹	岡崎しづみ

室名	分担事務	主査	副査
学校教育室 室長 大庭 博	教育委員会の会議に関する事	大庭 博	宍戸 史歩
	事務部局、学校、その他の教育機関（県費負担教職員を除く）の人事に関する事。	大庭 博	宍戸 史歩
	教育財産の管理に関する事。	宍戸 史歩	大庭 博
	教育委員会規則の制定又は改廃に関する事。	大庭 博	宍戸 史歩
	統計及び調査に関する事。	宍戸 史歩	大庭 博
	公印、公文書類の管理及び保管に関する事。	大庭 博	宍戸 史歩
	県費負担教職員の任免、分限及び懲戒の内申に関する事。	大庭 博	宍戸 史歩
	学校医等の委嘱に関する事。	宍戸 史歩	大庭 博
	学級編成に関する事。	宍戸 史歩	大庭 博
	教育内容及びその取り扱いに関する事。	桑本 康昭	岩田 正子
	学校保健衛生に関する事。	宍戸 史歩	大庭 博
	児童及び生徒の就学に関する事。	宍戸 史歩	大庭 博
	小・中学校に関する事。	大庭 博	宍戸 史歩
	教育行政の相談等に関する事。	大庭 博	宍戸 史歩
	幼児教育に係る指導助言に関する事	岩田 正子	桑本 康昭
	学校教育に係る指導助言に関する事	桑本 康昭	岩田 正子
	保・幼・小・中・高の連携に関する事	岩田 正子	桑本 康昭
	その他学事に関する事。	大庭 博	宍戸 史歩
	その他学校教育に関する事	桑本 康昭	岩田 正子
	学校給食に関する事	岡崎しづみ	松田 忍
学校給食センターに関する事	岡崎しづみ	松田 忍	
子育て支援室 室長 田中葉子	認定こども園・保育所の管理と運営のサポートに関する事。	田中 葉子	徳永 香織
	幼稚園に関する事。	田中 葉子	竹歳美穂子
	こども園・保育所への入退所に関する事。	竹歳美穂子	田中 葉子
	保育料に関する事。	竹歳美穂子	田中 葉子
	保育所運営費に関する事。	竹歳美穂子	田中 葉子
	臨時職員（幼稚園教諭・保育士）の登録・採用に関する事	田中 葉子	徳永 香織
	職員の免許（資格）に関する事。	各 園 長	徳永 香織
	委託業務に関する事。	徳永 香織	田中 葉子
	保健衛生・医療面（嘱託医等）に関する事。	徳永 香織	新名 裕子
	子育て支援センター事業に関する事。	センター長と 栗原圭子	新名 裕子
	ファミリー・サポート・センターに関する事。	栗原 圭子	田中 葉子
	学童保育に関する事。	徳永 香織	田中 葉子
	保育・教育に関する事。（発達支援等）	新名 裕子	田中 葉子
	保・幼・小の連携に関する事。	新名 裕子	田中 葉子
	次世代育成支援対策に関する事。	田中 葉子	徳永 香織
	子ども・子育て支援新制度に関する事。	田中 葉子	徳永 香織
その他の子育て支援に関する事。	徳永 香織	新名 裕子	



## 《生涯学習課》

社会教育主事兼務

課 長	杉本 裕史
室 長	磯江 恵子
室 長	日置 昭彦

係 名	分 担 事 務	主 査	副 査	副 査
文化・スポーツ推進室 室長 磯江 恵子	社会教育に関すること。	磯江 恵子	手嶋 仁美	松原かおり
	社会教育委員会に関すること。	磯江 恵子	手嶋 仁美	松原かおり
	社会教育関係団体の育成に関すること。	手嶋 仁美	磯江 恵子	松原かおり
	青少年育成北栄町民会議に関すること。	手嶋 仁美	磯江 恵子	松原かおり
	家庭教育に関すること。	手嶋 仁美	磯江 恵子	松原かおり
	青少年育成に関すること。	手嶋 仁美	磯江 恵子	松原かおり
	倉吉地区少年補導センターに関すること。	手嶋 仁美	磯江 恵子	松原かおり
	成人式に関すること。	手嶋 仁美	磯江 恵子	松原かおり
	放課後子どもプランに関すること。	手嶋 仁美	磯江 恵子	松原かおり
	社会体育の振興に関すること。	磯江 恵子	中口 一彦	松原かおり
	スポーツ普及振興に関すること。	中口 一彦	磯江 恵子	松原かおり
	スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員会に関すること。	磯江 恵子	中口 一彦	松原かおり
	すいか・ながいも健康マラソンに関すること。	中口 一彦	磯江 恵子	松原かおり
	スポーツクラブの事業支援に関すること。	中口 一彦	磯江 恵子	松原かおり
	文化・文化財保護に関すること。	池田 武	磯江 恵子	松原かおり
	芸術・文化振興に関すること。	池田 武	磯江 恵子	松原かおり
	文化財保護委員会に関すること。	池田 武	磯江 恵子	松原かおり
	文化・文化財の管理・保存・保護等に関すること。	池田 武	磯江 恵子	松原かおり
	埋蔵文化財発掘調査に関すること。	池田 武	磯江 恵子	松原かおり
	人権教育推進室 室長 日置 昭彦	人権行政に関すること	日置 昭彦	遠藤 一志
人権啓発に関すること		日置 昭彦	遠藤 一志	堀江 純子
倉吉人権啓発活動地域ネットワーク協議会に関すること		日置 昭彦	遠藤 一志	堀江 純子
人権啓発活動地方委託事業に関すること		日置 昭彦	遠藤 一志	堀江 純子
人権擁護に関すること		日置 昭彦	遠藤 一志	堀江 純子
人権相談に関すること		日置 昭彦	遠藤 一志	堀江 純子
隣保館の管理運営に関すること		遠藤 一志	日置 昭彦	堀江 純子
児童館の管理運営に関すること		遠藤 一志	日置 昭彦	堀江 純子
隣保館運営審議会・児童館運営委員会に関すること		遠藤 一志	日置 昭彦	堀江 純子
住宅新築資金に関すること		遠藤 一志	日置 昭彦	堀江 純子
人権教育の推進に関すること		日置 昭彦	遠藤 一志	堀江 純子
小地域懇談会（自治会・高齢者）に関すること		日置 昭彦	遠藤 一志	堀江 純子
事業所研修に関すること		日置 昭彦	遠藤 一志	堀江 純子
地区学習会に関すること		遠藤 一志	日置 昭彦	堀江 純子
人権教育のための資料収集作成に関すること		日置 昭彦	遠藤 一志	堀江 純子
人権教育指導者の研修・養成に関すること		日置 昭彦	遠藤 一志	堀江 純子
人権教育・啓発推進協議会に関すること		遠藤 一志	日置 昭彦	堀江 純子
人権尊重のまちづくり推進大会に関すること		遠藤 一志	日置 昭彦	堀江 純子



《中央公民館》

館長	杉本 裕史
主幹	尾川 里美
主任	岩垣 慎
事務補佐員	市田 ちず美

平成25年度

	分 担 事 務	主 査	副 査	
	公民館の運営全般に関すること	尾川 里美	岩垣 慎	市田 ちず美
	公民館の施設管理に関すること	岩垣 慎	尾川 里美	市田 ちず美
	公印の保管に関すること	尾川 里美	岩垣 慎	
	職員の服務に関すること	尾川 里美	岩垣 慎	
	公民館関係予算の編成及び執行に関すること	尾川 里美	岩垣 慎	市田 ちず美
	公民館運営審議会に関すること	尾川 里美	岩垣 慎	
	自治会公民館の学習支援に関すること	尾川 里美	岩垣 慎	市田 ちず美
	高齢者対象講座に関すること	尾川 里美	岩垣 慎	市田 ちず美
	男性対象講座に関すること	尾川 里美	岩垣 慎	市田 ちず美
	女性対象講座に関すること	尾川 里美	岩垣 慎	市田 ちず美
	北条民芸実習館活用講座に関すること	尾川 里美	岩垣 慎	市田 ちず美
	北栄文芸の発刊に関すること	岩垣 慎	尾川 里美	市田 ちず美
	美術展に関すること	岩垣 慎	尾川 里美	市田 ちず美
	公民館まつりに関すること	岩垣 慎	尾川 里美	市田 ちず美
	ロビー展示に関すること	岩垣 慎	尾川 里美	市田 ちず美
	文化団体に関すること	岩垣 慎	尾川 里美	市田 ちず美
	由良川イカダレース大会に関すること	岩垣 慎	尾川 里美	市田 ちず美
	北条民芸実習館の管理に関すること	岩垣 慎	尾川 里美	市田 ちず美
	公用車の使用、管理に関すること	岩垣 慎	尾川 里美	
	公民館の広報に関すること	尾川 里美	岩垣 慎	市田 ちず美
	大栄分館、関係諸機関との連携調整に関すること	尾川 里美	岩垣 慎	

# 平成25年度 北条文化会館・大野児童館職員事務分担表

平成25年4月1日現在

館長 西村 康子  
 児童厚生員 徳田 美鈴  
 児童厚生員 田中 清美

分 担 事 務		主 査	副 査
文 化 会 館	運営の基本に関すること	西 村	徳田  田中
	事業の推進に関すること	西 村	
	施設管理に関すること	西 村	
	防火管理に関すること	西 村	
	文書管理（台帳管理を含む）に関すること	西 村	
	予算に関すること	西 村	
	人権教育講座に関すること	西 村	
	現地学習会に関すること	西 村	
	ふれあいまつりに関すること	西 村	
	その他の隣保館運営事業に関すること	西 村	
	相談事業に関すること	西 村	
	各種教養文化教室に関すること	西 村	
	広報に関すること	西 村	
	隣保館の庶務に関すること	西 村	
	鳥取県隣保館連絡協議会及び中部地区隣保館・集会所・児童館連絡協議会に関すること	西 村	
町・地区人権教育担当者連絡会に関すること	西 村		
公用車の管理に関すること	西 村		
児 童 館	児童健全育成に関わること全て	西 村	徳田 田中
	事務全般の掌握・総括	西 村	徳田 田中
	児童館予算に関すること全て （補正予算・新年度予算見積書記入・管理 予算差引簿・購入伺・支出決議記入・執行・管理）	徳 田	田中 西村
	児童館事業に関すること ・依頼・案内文・管理	徳 田	田中 西村
	・運営委員会提出書類の作成・日誌の管理	田 中	徳田 西村
	利用状況の把握・確認	徳 田	田中
	児童に対する状況の把握・指導 管理	田 中	徳田 西村
	児童館だよりに関すること	田 中	徳田

# 大栄文化センター事務分担表

— 隣保館・児童館 —

2013（平成25.4.1 現在）

館 長 中江人美	児童厚生員 宮前 直美	
	児童厚生員 妻波 恵	
分 担 事 務	主 査	副 査
1. 運営の基本に関すること。 2. 事業の推進に関すること。 3. 施設、設備の管理及び職員厚生に関すること。 4. 防火管理に関すること。 5. 避難訓練に関すること。 6. 文書の受付、発送、保管に関すること。 7. 予算差引、事務用品の購入、管理に関すること。 8. 人権教育推進連絡会に関すること。 9. 遊具の管理整備に関すること。 10. 図書に関すること。 11. 子どもの遊びの指導に関すること。 12. 保護者会組織、育成、活動に関すること。 13. 人権推進に関すること。 14. 相談事業に関すること。 15. 各種教室に関すること。 16. 県隣協及び中隣協に関すること。 17. 児童館だより発行に関すること。 18. 隣保館事務に関すること。 19. 児童館事務に関すること。 20. 文化学習推進事業に関すること。	館 長 館 長 館 長 宮 前 宮 前 妻 波 宮 前 館 長 妻 波 妻 波 宮 前 宮 前 館 長 館 長 館 長 館 長 妻 波 館 長 館 長 宮 前	職 員 全 員 で あ た る

平成25年度《北条こども園》

園長	森田清子
保育部長	楯身久美子
幼稚部長	澤村美穂

分 担 事 務	主 査	副 査
保育・教育課程、園要覧に関すること	森田	楯身
園評価に関すること	森田	澤村
学年・学級経営に関すること	大西	杉内
研究推進に関すること	澤村	大西
人権教育に関すること	米田	楯身
生活指導に関すること	大西	杉内
園行事に関すること	楯身	澤村
特別支援教育に関すること	寺崎	森田
保幼小中連携に関すること	森田	澤村
長時間・延長保育に関すること	楯身	澤村
食育に関すること	岩本	竹田
給食に関すること	岩本	竹田
交通安全に関すること	西川	野嶋
避難訓練に関すること	三谷	竹田
保健に関すること	杉内	三谷
危機管理、安全管理、園舎管理に関すること	森田	楯身
環境整備に関すること	森田	楯身
園の予算の執行に関すること	楯身	澤村
事務、経理に関すること	澤村	楯身
P T Aに関すること	楯身	森田
意見・要望に関すること	森田	楯身
幼稚部たいよう・おおぞら組（5才児）	大西	竹田
〃 ほし・にじ組（4才児）	寺崎	西川
保育部くま・ぞう組（3才児）	杉内	淀瀬
〃 ぱんだ・こあら組（2才児）	米田	三谷
〃 うさぎ・りす組（1才児）	高見	石賀
〃 ひよこ組（0才児）	井上	

平成25年度《大誠こども園》

園長	助谷 智恵美
保育部長	竹本 幸子
幼稚部長	松田 真理子

\*印 特別支援保育士

分 担 事 務	主 査	副 査
保育・教育課程、園要覧に関すること	助谷智恵美	竹本幸子
園評価に関すること	助谷智恵美	松田真理子
学年・学級経営に関すること	竹本幸子	松田真理子
研究推進に関すること	竹本幸子	松田真理子
人権・同和教育に関すること	松田真理子	針本多恵
生活指導に関すること	竹本幸子	天野佳代子
園行事に関すること	竹本幸子	針本多恵
特別支援教育に関すること	助谷智恵美	竹本幸子
保幼小中連携に関すること	助谷智恵美	針本多恵
長時間・延長保育に関すること	助谷智恵美	竹本幸子
食育に関すること	広芳幸美	今中佳代
給食に関すること	広芳幸美	中西みより
交通安全に関すること	伊藤桃子	山田敬子
避難訓練に関すること	天野佳代子	河本千穂
保健に関すること	松田真理子	上郡山あい
危機管理、安全管理、園舎管理に関すること	助谷智恵美	竹本幸子
環境整備に関すること	松田真理子	伊藤桃子
園の予算の執行に関すること	助谷智恵美	竹本幸子
事務、経理に関すること	助谷智恵美	松田真理子
P T A (保護者会) に関すること	助谷智恵美	竹本幸子
意見・要望に関すること	助谷智恵美	竹本幸子
幼稚部すみれ組 (5才児)	針本多恵	*志摩香織 *山下真理
〃 ばら1組 (4才児)	天野佳代子	*西村靖子
〃 ばら2組 (4才児)	今中佳代	*山田敬子
保育部きく1組 (3才児)	中西春奈	*山崎淳子
〃 きく2組 (3才児)	田中久美子	
〃 さくら組 (2才児)	伊藤桃子	河本千穂 久文友葵
〃 もも組 (1才児)	上郡山あい	勝田初美 山本泉 小西奈緒子
〃 たんぽぽ組 (0才児)	村岡結香	

## 《由良こども園》

園 長	大 黒 恭 子
保育部長	飛 川 みゆき
幼稚部長	小野塚 奈津子

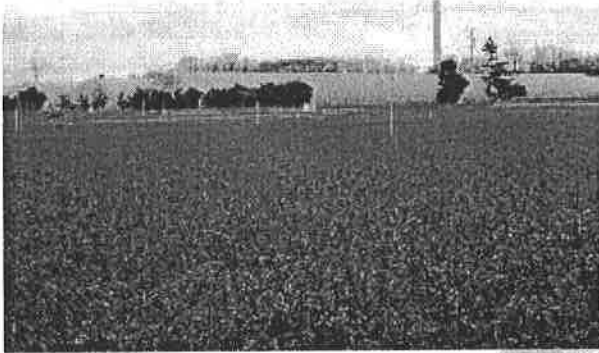
	分 担 事 務	主 査	副 査
保育部長	保育・教育課程、園要覧に関すること	大黒恭子	飛川・小野塚
飛川みゆき	園評価に関すること	大黒恭子	飛川・小野塚
	学年・学級経営に関すること	飛川みゆき	小野塚奈津子
幼稚部長	研究推進に関すること	小野塚奈津子	飛川みゆき
小野塚奈津子	人権・同和教育に関すること	飛川みゆき	小野塚奈津子
	生活指導に関すること	甲斐真紀	竹歳 かおり
	園行事に関すること	飛川みゆき	小野塚奈津子
	特別支援教育に関すること	小野塚奈津子	飛川みゆき
	保幼小中連携に関すること	甲斐真紀	小野塚奈津子
	長時間・延長保育に関すること	小野塚奈津子	飛川みゆき
	食育に関すること	篠原良恵	道祖尾瑞穂
	給食に関すること	篠原良恵	道祖尾瑞穂
	交通安全に関すること	甲斐真紀	飛川みゆき
	避難訓練に関すること	竹歳かおり	杉谷勇樹
	保健に関すること	飛川みゆき	小野塚奈津子
	危機管理、安全管理、園舎管理に関すること	大黒恭子	飛川みゆき
	環境整備に関すること	大黒恭子	飛川みゆき
	園の予算の執行に関すること	大黒恭子	飛川みゆき
	事務、経理に関すること	大黒恭子	飛川みゆき
	P T A（保護者会）に関すること	大黒恭子	飛川みゆき
	意見・要望に関すること	大黒恭子	飛川みゆき
	幼稚部 か ぜ組（5才児）	甲斐真紀	田中兜坂
	〃 ほ し組（4才児）	杉谷勇樹	増田敏恵
	保育部 に じ組（3才児）	黒住里美	
	〃 ぱんだ組（2才児）	竹歳かおり	山崎・三嶋
	〃 うさぎ組（1才児）	中村優和	宿見・裏門・石村
	〃 ひよこ組（0才児）	前田有香	
	全体補佐	田口直美	

平成25年度《大谷保育所》

所 長	遠藤 万里子
副所長	松岡 幸子

分 担 事 務	主 査	副 査
保育・教育課程、園要覧に関する事	遠藤万里子	松岡幸子
園評価に関する事	遠藤万里子	松岡幸子
学年・学級経営に関する事	松岡幸子	各担任
研究推進に関する事	松岡幸子	濱田めぐみ
人権・同和教育に関する事	松岡幸子	濱田めぐみ
生活指導に関する事	濱田めぐみ	松岡幸子
園行事に関する事	松岡幸子	濱田めぐみ
特別支援教育に関する事	遠藤万里子	松岡幸子
保幼小中連携に関する事	濱田めぐみ	松岡幸子
長時間・延長保育に関する事	遠藤万里子	松岡幸子
食育に関する事	田中みどり	徳山直美
給食に関する事	田中みどり	徳山直美
交通安全に関する事	山田亜古	松岡幸子
	井上恵莉	
避難訓練に関する事	徳岡真理子	遠藤万里子
保健に関する事	濱田めぐみ	松岡幸子
危機管理、安全管理、園舎管理に関する事	遠藤万里子	松岡幸子
環境整備に関する事	松岡幸子	各担任
園の予算の執行に関する事	松岡幸子	遠藤万里子
事務、経理に関する事	遠藤万里子	松岡幸子
P T A（保護者会）に関する事	遠藤万里子	松岡幸子
意見・要望に関する事	遠藤万里子	松岡幸子
幼稚部きりん組（5才児）	濱田めぐみ	徳岡真理子
〃 りす組（4才児）	濱田めぐみ	徳岡真理子
保育部ばんだ組（3才児）	井上恵莉	濱田めぐみ
〃 うさぎ組（2才児）	山田亜古	山本日向子
〃 ことり組（1才児）	山本日向子	吉田千咲
〃 ひよこ組（0才児）	吉田千咲	山田亜古

# 平成25年度 北栄町 今年のしごと (暫定予算版)



チャレンジ  
25

未来が変わる。日本が変わる。



○ はじめに		
○ 平成25年度暫定予算の概要	.....	1
○ 平成25年度の主な事業	.....	6
○ 北栄町の行政機構	.....	15
○ 資料(中期財政状況の見通し)	.....	16

→ 教育委員会事業(抜粋)

\* 全事業一覧については町ホームページに掲載しています \* 『北栄町 今年のしごと』で検索



はじめに

町民の皆さんには、日頃から北栄町のまちづくりにご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成25年度は、北栄町が誕生して8年目を迎えるとともに、「北栄町まちづくりビジョン」が3年目を迎えます。本年度も引き続きこのビジョンを着実に推進し「人と自然が共生し、確かな豊かさを実感するまちづくり」に取り組むことにより、町民一人ひとりが安心して心豊かに暮らしていることを実感できるまちの実現に向けて最善の努力をしてまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

町民の皆さんと協働してまちづくりを進めるには、役場が持っている情報を町民の皆さんと共有することが大切であると考えています。

町政をより詳しく知っていただくため、「平成25年度 北栄町 今年のしごと」を作成いたしました。

今回の冊子は、町の施策の中で町民の皆さんに直接関係のある新規の事業や重要な事業に絞って掲載させていただきました。これまでと同様の冊子も作成していますので、ご覧になりたい方はホームページを見ていただくか役場総務課にお尋ねください。

町政運営のあり方や皆さんに納めていただいている税金の使われ方について、ぜひ関心を持っていただき、ご家庭や地域そして職場で話題にしてください。

そして、ご意見やご質問などありましたら、何なりとお尋ねください。

平成25年4月

北栄町長 松本 昭夫

# ○平成25年度 北栄町暫定予算の概要

## ●予算編成の基本的姿勢

◎町税収入は、農業所得の増などによる個人町民税の増額が見込まれ、町税全体としては4,000万円の増額を見込んでいます。一方、歳入全体の半分近くを占める地方交付税は、国の地方財政計画が6年ぶりに減額されたことをうけ、0.3%の減少(△1,200万円)を見込んでいます。

歳出においては、下水道会計など特別会計への繰出金が12億9千万円、公債費負担が10億8千万円、扶助費は前年比+6,900万円となる9億2千万円になるなど、義務的な歳出も引き続き高い水準にあります。

◎平成25度の予算編成では、議会での議論等を踏まえ、事務・事業の見直し、経常的な経費や各種補助金・負担金を削減するなど、これまでに引き続き徹底した歳出削減に取り組みました。

◎このように引き続き厳しい財政状況ではありますが、風力発電事業の売電価格の上昇による増益分を活用した環境にやさしいまちづくりの推進・啓発事業(風のまちづくり)、コナンのまちづくり事業、北条砂丘農業の活性化支援、昨年に続き大栄地区伝送路の整備に取り組むなど本町の自立と将来の発展に必要な事業については、積極的に取り組む予算編成を行いました。

## ●予算規模

平成25年度北栄町の一般会計の暫定予算は・・・  
歳入 75億 402万円 (対前年度△3,498万円)  
歳出 74億5,007万円

## ●主な歳入

・みなさんに納めていただく税金〔町税〕	3億1,600万円
・国から交付されるお金〔地方交付税〕	34億6,900万円
・貯金や他の会計から〔繰入金〕	1億7,300万円
・借金〔町債〕	8億5,500万円

## ●主な事業

・コナンのまちづくり事業	2,230万円
・北条砂丘農業活性化支援事業	3,400万円
・重点雇用創出事業	2,100万円
・生活保護扶助事業	1億3,500万円
・情報化推進整備事業	4億2,550万円
・小中学校少人数学級の推進	1,900万円
・企業立地推進事業	1,400万円

### ★一般会計

施設整備や福祉、教育など町政全般を運営するために使う会計

### ★特別会計

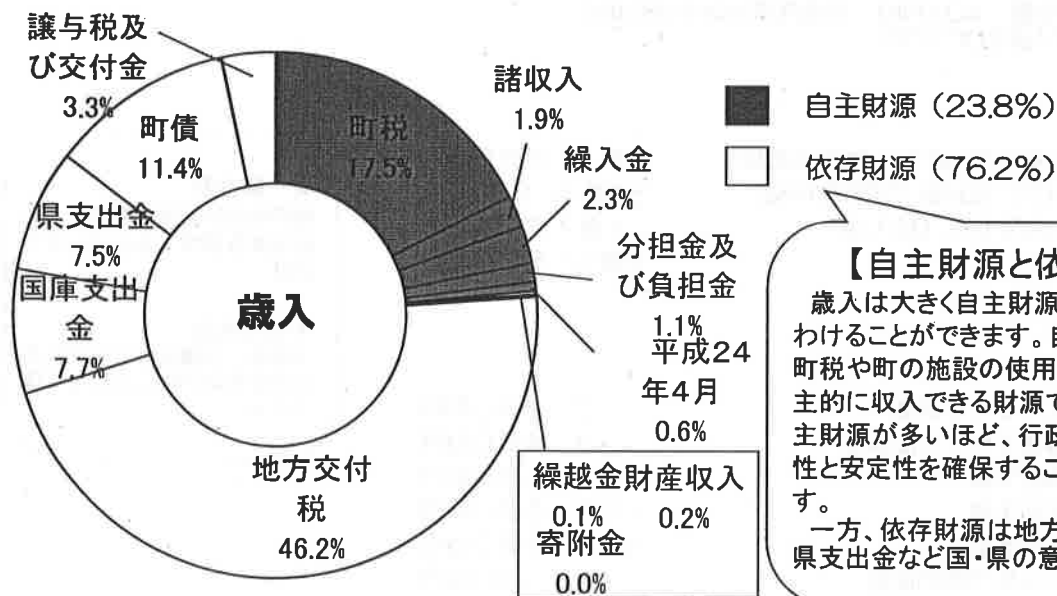
下水道、介護保険などそれぞれ特定の目的のためだけに使う会計

# 平成25年度暫定予算の分析

## 1歳入

(単位:千円)

区分	平成25年度予算額		平成24年度予算額		差引増減額 (A) - (B)	比較(%) $\frac{(A)}{(B)}$
	当初予算額 (A)	構成比 (%)	当初予算額 (B)	構成比 (%)		
1 町税	1,315,888	17.5	1,275,797	16.9	40,091	103.1
2 地方譲与税	90,505	1.2	101,390	1.3	△ 10,885	89.3
3 利子割交付金	3,628	0.0	4,524	0.1	△ 896	80.2
4 配当割交付金	1,957	0.0	2,078	0.0	△ 121	94.2
5 株式等譲渡所得割交付金	451	0.0	455	0.0	△ 4	99.1
6 地方消費税交付金	126,757	1.7	131,279	1.7	△ 4,522	96.6
7 自動車取得税交付金	21,761	0.3	23,257	0.3	△ 1,496	93.6
8 地方特例交付金	4,000	0.1	4,300	0.1	△ 300	93.0
9 地方交付税	3,469,000	46.2	3,481,000	46.2	△ 12,000	99.7
10 交通安全対策特別交付金	2,104	0.0	2,485	0.0	△ 381	84.7
11 分担金及び負担金	86,096	1.1	83,251	1.1	2,845	103.4
12 使用料及び手数料	42,101	0.6	43,736	0.6	△ 1,635	96.3
13 国庫支出金	576,621	7.7	564,741	7.5	11,880	102.1
14 県支出金	562,498	7.5	505,209	6.7	57,289	111.3
15 財産収入	16,518	0.2	5,329	0.1	11,189	310.0
16 寄附金	1,010	0.0	1,010	0.0	0	100.0
17 繰入金	172,926	2.3	48,236	0.6	124,690	358.5
18 繰越金	10,000	0.1	5,000	0.1	5,000	200.0
19 諸収入	145,597	1.9	369,823	4.9	△ 224,226	39.4
20 町債	854,600	11.4	886,100	11.8	△ 31,500	96.4
合計	7,504,018	100	7,539,000	100	△ 34,982	99.5



**【自主財源と依存財源】**  
 歳入は大きく自主財源と依存財源にわけることができます。自主財源は、町税や町の施設の使用料など町が自主的に収入できる財源であり、この自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性を確保することができます。一方、依存財源は地方交付税、国・県支出金など国・県の意思により定め

《増減の主なもの》

【町税】	(単位:千円)
町民税	38,286
【地方交付税】	
普通交付税	△ 32,000
【国庫支出金】	
自立支援給付事業費	17,320
生活保護費補助金	18,605
児童手当等給付負担金	△ 13,138
災害復旧事業費補助金	△ 4,839
【諸収入】	
中部土地開発公社貸付金元金収入	△ 229,439

【県支出金】

*グリーンニューディール基金事業	49,875
*がんばる地域プラン事業補助金	18,117
がんばる農家プラン補助金	△ 9,922

【繰入金】

財政調整基金繰入金	46,000
砂丘地振興基金繰入金	21,904
風力発電事業特別会計繰入金	50,000

【町債】

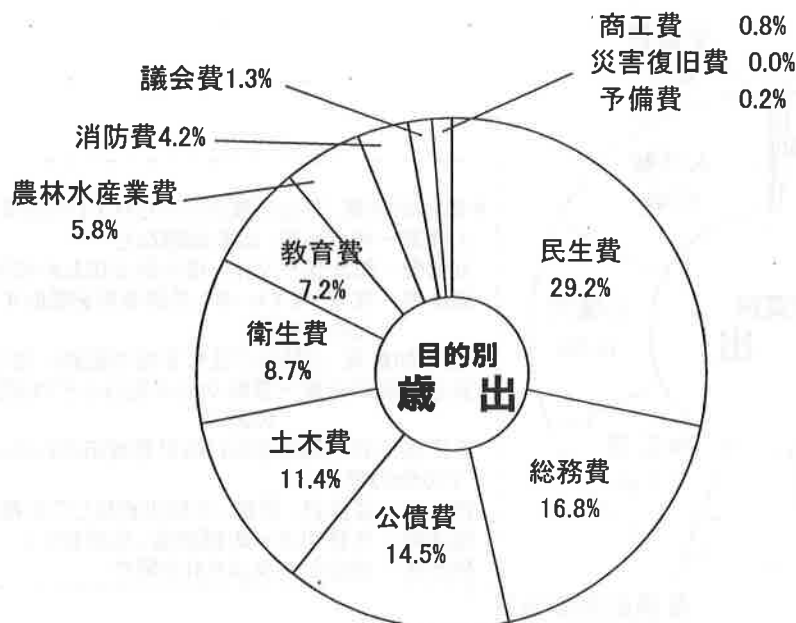
合併特例債 (消防設備整備事業)	22,400
合併特例債 (情報化推進事業)	92,500
合併特例債 (新斎場建設事業)	△ 160,000
合併特例債 (ごみ処理場建設事業)	30,400

## 2 歳出

(1) 目的別

(単位:千円)

区 分	平成25年度予算額		平成24年度予算額		差引増減額 (A)-(B)	比較(%) $\frac{(A)}{(B)}$
	当初予算額 (A)	構成比 (%)	当初予算額 (B)	構成比 (%)		
議会費	96,587	1.3	108,945	1.4	△ 12,358	88.7
総務費	1,248,472	16.8	1,362,833	18.1	△ 114,361	91.6
民生費	2,171,996	29.2	2,130,262	28.3	41,734	102.0
衛生費	645,775	8.7	796,471	10.6	△ 150,696	81.1
農林水産業費	431,425	5.8	379,063	5.0	52,362	113.8
商工費	61,007	0.8	45,318	0.6	15,689	134.6
土木費	846,837	11.4	843,333	11.2	3,504	100.4
消防費	311,542	4.2	241,360	3.2	70,182	129.1
教育費	538,663	7.2	498,963	6.6	39,700	108.0
災害復旧費	2,237	0.0	38,150	0.5	△ 35,913	5.9
公債費	1,080,860	14.5	1,074,634	14.3	6,226	100.6
予備費	14,668	0.2	19,668	0.3	△ 5,000	74.6
合 計	7,450,069	100.0	7,539,000.0	100.0	△ 88,931	98.8



《増減の主なもの》 \*新規

【総務費】 (単位:千円)

土地開発公社貸付金	△ 229,439
情報化推進整備事業(大栄地区)	103,510
*戸籍システム更新・保守業務	13,872
町長町議会議員選挙費	12,104

【民生費】

国民健康保険事業特別会計繰出金	19,530
自立支援給付事業	33,397
認定こども園保育所人件費事業	△ 14,582
生活保護扶助費事業	24,807

【衛生費】

上水道事業特別会計出資金	9,500
ふるさと広域連合負担金(新斎場建設)	△ 173,880
ふるさと広域連合負担金(ごみ処理場建設)	16,793

【農林水産業費】

*北条砂丘農業活性化支援事業	34,049
大栄土地改良区地元負担補助金	△ 11,354
がんばる農家プラン事業	△ 9,922
農業総務人件費事業	41,808

【商工費】

企業立地推進事業	13,976
----------	--------

【土木費】

震災に強いまちづくり促進事業	△ 4,009
土木総務人件費事業	△ 6,700
下水道特別会計繰出金	12,820

【消防費】

*消防施設整備事業(ポンプ車購入)	22,232
-------------------	--------

【教育費】

図書館管理事業(空調設備改修)	21,969
中央公民館管理事業(大栄分館防水工事)	5,265
大栄小管理事業(特別支援学級改修)	6,184
少人数学級実施協力金	3,000

【災害復旧】

*台風災害復旧事業	2,237
*道路橋りょう災害復旧事業	△ 7,363
*農地・農業用施設災害復旧事業	△ 30,787

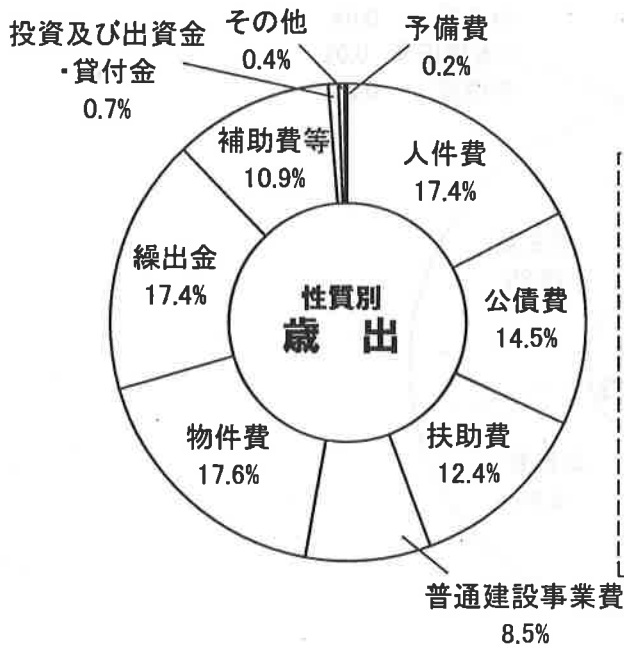
【公債費】

公債元金(給食センター元金償還開始)	19,175
公債利子	△ 12,949

(2) 性 質 別

(単位:千円)

区 分	平成25年度予算額		平成24年度予算額		差引増減額 (A)-(B)	比較(%) $\frac{(A)}{(B)}$
	当初予算額 (A)	構成比 (%)	当初予算額 (B)	構成比 (%)		
人 件 費	1,296,206	17.4	1,335,424	17.7	△ 39,218	97.1
公 債 費	1,080,860	14.5	1,074,634	14.3	6,226	100.6
扶 助 費	922,987	12.4	854,184	11.3	68,803	108.1
普通建設事業費	634,497	8.5	633,853	8.4	644	100.1
災害復旧事業費	2,237	0.0	38,150	0.5	△ 35,913	5.9
物 件 費	1,313,002	17.6	1,257,053	16.7	55,949	104.5
繰 出 金	1,295,407	17.4	1,263,743	16.8	31,664	102.5
補 助 費 等	809,117	10.9	761,171	10.1	47,946	106.3
投資及び出資金・貸付金	51,046	0.7	272,133	3.6	△ 221,087	18.8
そ の 他	30,042	0.4	28,987	0.4	1,055	103.6
予 備 費	14,668	0.2	19,668	0.3	△ 5,000	74.6
合 計	7,450,069	100.0	7,539,000	100.0	△ 88,931	98.8



★義務的経費:支出が義務付けられている経費  
 人件費—職員給与、議員報酬など  
 公債費—町が借り入れた借金返済のための経費  
 扶助費—児童、障がい者、高齢者等を援助するための経費

★投資的経費:道路など社会基盤の整備に充てる経費  
 普通建設事業費—道路や公共施設などの建設のための経費  
 災害復旧費—風水害などの災害復旧のための経費

★その他の経費  
 物件費—委託料、賃金、光熱水費などの事務的経費  
 補助費—各種団体への補助金、負担金など  
 繰出金—他会計へ支出される経費

《増減の主なもの》 \*新規

(単位:千円)

<b>【人件費】</b>	
給料・職員手当・共済負担金等	△ 7,548
委員等報酬(外国青年報酬を賃金に組み換え)	△ 7,040
議員共済費	△ 2,257
退職手当特別負担金	△ 2,045
<b>【公債費】</b>	
公債元金(給食センター元金償還開始)	19,175
公債利子	△ 12,949
<b>【扶助費】</b>	
生活保護扶助事業	24,807
自立支援給付事業	33,397
障がい児通所給付事業	5,831
<b>【普通建設事業費】</b>	
情報化推進整備事業(大栄地区伝送路改修)	103,510
ふるさと広域連合負担金(新斎場建設)	△ 173,880
ふるさと広域連合負担金(ごみ処理場建設費)	16,793
*庁舎太陽光発電設備設置事業	49,875
*消防施設整備事業(ポンプ車購入)	22,232

<b>【物件費】</b>	
重点雇用創出事業	21,000
*北条砂丘農業活性化支援事業(情報発信事業)	13,135
*企業立地推進事業	13,976
*戸籍システム更新・保守業務	13,872
<b>【繰出金】</b>	
国民健康保険事業特別会計繰出金	19,530
下水道事業繰出金	12,820
<b>【補助費】</b>	
*北条砂丘農業活性化支援事業(機械導入支援)	14,623
*コナンのまちづくり (「まんが王国とっとり」推進事業)	4,000
就農条件整備事業	7,834
しっかり守る農林基盤整備事業	7,816
がんばる農家プラン補助金	△ 9,922
<b>【投資及び出資金・貸付金】</b>	
土地開発公社貸付金	△ 229,439
上水道事業特別会計出資金	9,500

## 【 教育総務課 】

通番	事業名称	事業概要	当初予算額		増減
			H25	H24	
	教育委員会費事業	<b>【概要】</b> ・毎月1回の定例会と教育委員長が必要と認めたとときに臨時会の開催 ・教育委員 4人（委員長、職務代理者、委員）	1,955	1,955	0
	教育委員会費関係負担金事業	<b>【概要】</b> ・教育課題等について研究・討議・情報共有を図るための負担金 ・東伯郡教育委員会連絡協議会負担金 ・県市町村教育委員会研究協議会負担金	46	46	0
	教育委員会事務局事業	<b>【概要】</b> ・教育行政に関する事務及び小中学校の就学に関する事務	2,566	2,099	467
	<b>【主要】</b> 学校支援事業 （重点分野雇用創出事業）	<b>【概要】</b> ・児童・生徒の学力向上や情報教育の推進を図るため、ICT教育活動支援員の配置 4人（小・中学校各校1人）	7,280	7,454	△ 174
	<b>【新規】 【主要】</b> 特別教育支援事業（重点分野雇用創出事業）	<b>【概要】</b> ・障がいにより学校生活において個別に配慮を要する児童の支援をするため特別支援教育補佐員を配置 配置校：北条小学校 1名	1,943	0	1,943
	<b>【主要】</b> 事務局関係負担金事業	<b>【概要】</b> ・東伯郡就学指導推進協議会負担金 ・学校災害共済掛金負担金 学校の管理下における児童生徒の災害について給付 ・少人数学級職員配置協力金 30人学級 小学校1・2年生 33人学級 小学校3・4年生、中学校1年生 35人学級 小学校5・6年生、中学校2・3年生 ・中部こども支援センター負担金	21,487	18,436	3,051
	町教育振興連絡協議会補助金事業	<b>【概要】</b> ・学校教育連絡協議会に対する補助 ・教育課程の研究 ・校外生活指導についての研究並びに協力連絡 ・各種研究会の開催及び相互参観 ・職員の新和・協力を目的とした諸行事 ・その他本会の目的達成に必要な事項	150	150	0
	教育力向上事業	<b>【概要】</b> ・全国学力・学習状況調査、NRT、CRT検査の実施 ・学力・教員指導力向上 授業研究講師招へい ・個別の困り感・課題解決のための「問題データベース」の活用 ・サマースクール～まなびの広場～（小学校夏休み勉強会）の実施 ・自治会等地域ボランティア学習への支援 ・教育委員先進地視察研修の実施	2,592	360	2,232

○	少人数学級を活かす学びと指導の創造事業	<b>【概要】</b> ・少人数学級の利点を活かして、中学校区の小中学校が授業改革の研究実践を展開する。 ・県事業 補助率10/10 ・北条中学校区	420	420	0
	<b>【新規】 【主要】</b> 児童生徒学習交流事業	<b>【概要】</b> ・北栄町と連携している滋賀県湖南市との交流事業の一環として、湖南省教育委員会主催「第3回湖南省いじめをなくするサミット」に参加し、小・中学校児童生徒レベルで「いじめ対策」をテーマとしたワークショップ等を通じて相互交流し、その結果は校内で取り組む「いじめ対策」に反映する。 参加範囲：各小学校児童3名 教員1名 各中学校生徒2名 教員1名 事務局職員1名 合計15名	453	0	453
	<b>【主要】</b> 外国青年招致事業	<b>【概要】</b> ・外国青年のALT（英語指導助手2人）の設置	7,824	8,862	△ 1,038
	ふるさと鳥取見学（県学）支援事業	<b>【概要】</b> ・小学校の社会科見学において、県の財産である自然環境、公共施設、文化財、建造物、工場などを広く見学できるようにバス借上げ料の1/2を県が補助金として交付する。（実施時期は9、10月に限る） 北条小学校 4、5年 大栄小学校 4、5、6年	403	390	13
	<b>【新規】</b> 県立特別支援学校通学委託事業	<b>【概要】</b> ・障がいにより県立特別支援学校に通う町内児童の通学支援を実施 経路：町内～県立倉吉養護学校 利用者：2名 委託先：特定非営利活動法人 因幡万笑の会	1,861	0	1,861
	北条小学校管理事業	<b>【概要】</b> ・学校施設の維持管理及び学校運営 児童数：413人 教職員数：30人	19,963	19,570	393
	スクールバス管理事業 （北条小）	<b>【概要】</b> ・北条小学校（西新田場、東新田場児童）の通学の安全確保を図るための管理運営：冬期間（11月から2月）ストリーム1台	330	366	△ 36
	大栄小学校管理事業	<b>【概要】</b> ・学校施設の維持管理及び学校運営 児童数：418人 教職員数：31人	28,513	22,329	6,184
	スクールバス管理事業 （大栄小）	<b>【概要】</b> ・大栄小学校スクールバスの管理運営 スクールバス2台、運転手2人、添乗員2人	9,838	9,974	△ 136
	小学校外国語教育活動事業	<b>【概要】</b> ・小学校1年生～4年生の児童に、外国語に慣れ親しんでもらうため、外国語教育指導員を雇用 （5・6年生は新学習指導要領で履修が義務付）	890	890	0
	小学校教育振興関係負担金事業	<b>【概要】</b> ・円滑な教育活動推進に対する負担金	118	119	△ 1

	児童通学事業	<b>【概要】</b> ・遠距離通学児童に対するバス代の補助 (対象) 北条小学校 松神、下神、曲、東新田場の1・2年生全員 冬季バス(12月～2月)は曲の3～6年生が対象	524	535	△ 11
	児童派遣事業	<b>【概要】</b> ・教育活動(社会見学、各種大会等)におけるバス借上料	610	492	118
	北条小学校教育振興事業	<b>【概要】</b> ・研究主題「仲間や地域のひとと関わりあいながら、よりよく生きようとする北条っ子の育成 ～「伝え合う力」と「関わる力」を中核として～」 ・学校教育における各種教材備品等の整備 ・就学援助事業・特別支援教育就学奨励事業の実施 ・図書購入費：図書の充実 2,800円/人	9,697	10,229	△ 532
	大栄小学校教育振興事業	<b>【概要】</b> ・研究主題「思考力・表現力をはぐくむ算数学習」 ・学校教育における各種教材備品等の整備 ・就学援助事業・特別支援教育就学奨励事業の実施 ・図書購入費：図書の充実 2,800円/人	10,995	9,770	1,225
	言語通級指導教室事業	<b>【概要】</b> ・大栄小学校にて言語通級指導教室「ことばの教室」を開設 (対象) 町内外の児童 (内容) ことばが増えない、つながらない、文章にならない、発音がはっきりせず分かりにくいなど、ことばの相談・トレーニング	90	90	0
	【新規】【主要】 発達通級指導教室事業	<b>【概要】</b> ・通常学級に在籍する発達障がいのある児童の学習や生活におけるつまづきや困り感を解消し、基礎学力の定着や学校活動の充実を図るため、大栄小学校に発達通級指導教室(まなびの教室)を設置	1,703	0	1,703
	北条中学校管理事業	<b>【概要】</b> ・学校施設の維持管理及び学校運営 生徒数：199人 教職員数：21人	21,208	18,760	2,448
	大栄中学校管理事業	<b>【概要】</b> ・学校施設の維持管理及び学校運営 生徒数：211人 教職員数：23人	21,875	29,199	△ 7,324
	中学校教育振興関係負担金事業	<b>【概要】</b> ・円滑な教育活動推進に対する負担金 ・県中学校体育連盟負担金 ・特別支援教育研究会負担金 ・生徒指導連盟負担金 ・図書館協会負担金 ・県中学校文化連盟負担金 ・中部教育協議会負担金	470	428	42
○	学習事業	<b>【概要】</b> ・「生きる力」や問題解決能力を高めるための中学校の総合的な学習に必要な経費の補助	247	235	12



○	修学旅行引率費補助金事業	<b>【概要】</b> ・修学旅行引率教職員にかかる必要経費の補助 修学旅行：北条中＝関西、大栄中＝東京	244	224	20
○	校外活動引率費補助金事業	<b>【概要】</b> ・野外活動引率にかかる必要経費の補助 北条中学校：宿泊研修、大山登山など 大栄中学校： //	11	11	0
○	生徒派遣事業	<b>【概要】</b> ・教育活動及び部活動における全国大会・中国大会出場にかかる派遣費の補助	1,800	1,800	0
	心の教室相談事業	<b>【概要】</b> ・生徒の悩みやストレスを和らげ、解消する相談員の設置経費 相談員：北条中学校1人・大栄中学校1人 相談時間：1日4時間	1,440	1,440	0
	職場体験学習事業	<b>【概要】</b> ・町内の事業所の協力をもとに社会体験学習を行うための支援 ・地域に学び、地域の人々と共に生きる心や感謝の心を育み、課題を解決していく力、豊かな人間性といった「生きる力」を育成する。 (対象) 北条中学校2年生56人、大栄中学校2年生74人	126	132	△6
	部活動振興事業	<b>【概要】</b> ・中学校部活動に対する補助 (補助額) 北条中学校・大栄中学校 1人当たり 1,500円 競技用消耗品・ユニフォームなどの購入	635	620	15
	北条中学校教育振興事業	<b>【概要】</b> ・研究主題「ともに深め、ともに伸びる、～共同学習と小中連携を活かした取り組み～」 ・学校教育における各種教材備品等の整備の充実 ・就学援助事業・特別支援教育就学奨励事業の実施 ・図書購入費：図書の充実 4,000円/人	10,346	12,182	△1,836
	大栄中学校教育振興事業	<b>【概要】</b> ・研究主題「自ら学び、自ら考え、自ら行う力の育成」 ・学校教育における各種教材備品等の整備の充実 ・就学援助事業・特別支援教育就学奨励事業の実施 ・図書購入費：図書の充実 4,000円/人	9,264	11,173	△1,909
	北栄町学校給食センター管理事業	<b>【概要】</b> ・成長期にある園児・児童・生徒の心身の健康増進と体位の向上を図るための充実した学校給食の実施 ・給食センターの維持管理 ・給食調理における衛生管理の徹底 ・小学校・中学校での食育	39,923	38,748	1,175

保育所総務事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園及び保育所の管理運営経費</li> <li>・障がい児加配は適正に配置</li> <li>・私立保育園・町外保育所への入所を委託</li> <li>・町内私立みどり保育園委託料 100,039千円</li> <li>・町内私立栄保育所委託料 28,524千円</li> <li>・広域入所（町外） 47,991千円</li> </ul>	179,074	181,881	△ 2,807
次世代育成支援 行動 計画事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援地域対策協議会を設置し、計画の進捗状況の検証</li> </ul>	26	52	△ 26
子育て支援短期 利用事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童及び母子を緊急避難的に一定期間、児童養護施設等で養育・保護を実施</li> </ul>	68	131	△ 63
北条こども園管 理運営 事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理運営</li> </ul> <p>幼保一元化に基づき、3歳以下の保育、4. 5歳の幼児教育の実施、子育て支援センターの併設 （定員）長時間児200名 短時間児10名</p>	79,249	75,449	3,800
大誠こども園管 理運営事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理運営</li> </ul> <p>幼保一元化に基づき、3歳以下の保育、4. 5歳は幼児教育の実施、子育て支援センターの併設 （定員）長時間児145名 短時間児10名</p>	53,804	57,895	△ 4,091
由良こども園管 理運営事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理運営</li> </ul> <p>幼保一元化に基づき、3歳以下の保育、4. 5歳は幼児教育の実施、子育て支援センターの併設 （定員）長時間児120名 短時間児10名</p>	41,168	40,254	914
大谷保育所管理 運営事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理運営</li> </ul> <p>児童福祉法に基づき、家庭での保育に欠ける乳幼児の保育 （定員）60人</p>	21,016	20,016	1,000
放課後児童クラ ブ運営事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間保護者のいない家庭の小学生の放課後の居場所と活動を支援</li> </ul> <p>【北条なかよし学級】 6,120千円 （場所）北条ふれあい会館 （定員）50人程度 【大栄こども学級】 4,365千円 （場所）中央公民館大栄分館 （定員）35人程度</p> <p>（対象児）町内に住所を有する小学校1～3年生及び健全育成上指導を要すると認められた児童 （開所日）放課後から午後6時まで（特別利用は午後7時まで） 土曜日・長期休業中は午前8時から午後6時 （利用料）月2,000円（8月のみ3,000円） 月1,000円（特別利用分）</p>	6,120	5,753	367
		4,365	3,662	703

乳幼児健康支援 一時預かり事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気及びその回復期に集団生活が困難な場合の一時的な保育の実施</li> </ul> <p>施設名：すくすく園（野島病院内）  （対象児）保育所・幼稚園に入所している乳幼児  （利用時間）午前8時30分から午後5時30分まで  （休園日）日曜日・祝祭日  （利用料金）500円/日</p>	1,279	1,279	0
北条こども園子 育て 支援事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターの運営（センター型）支援事業を実施</li> <li>保育所・幼稚園への未就園児のいる家庭への子育て支援</li> <li>・親子の交流活動・相談業務 等</li> </ul>	2,265	2,325	△ 60
【新規】 大誠こども園子 育て支援事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターの運営（ひろば型）支援事業を実施</li> <li>（内容）週3日程度、大栄健康増進センターを中心に在宅子育て家庭の交流の場所の設置</li> </ul>	1,630	1,629	1
由良こども園子 育て 支援事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターの運営</li> <li>保育所・幼稚園への未就園児のいる家庭への子育て支援</li> <li>・相談業務・一時保育等</li> </ul>	4,979	2,976	2,003
【新規】 ファミリー・サ ポート・セン ター事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・由良こども園内に町直営のファミリー・サポート・センターを設置</li> </ul> <p>【対象】原則として北栄町内に居住しているか、町内に勤務している者</p> <p>【実施内容】育児の援助をしたい者と援助を受けたい者を会員として組織化し、会員相互に育児の援助活動を行う。</p>	394	2,452	△ 2,058
休日保育事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日に家庭保育ができない場合の一時的な保育</li> </ul> <p>（施設名）パパール園  （対象児）認定こども園・保育所等に入所している乳幼児  （利用時間）7:00~20:00  （利用料金）2,500円/日</p>	23	67	△ 44
届出保育施設運 営事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出保育施設の入所児童の福祉の向上を図るため、当該施設の運営経費の助成</li> </ul> <p>（施設名）キンダガーデン</p>	250	250	0

## 【 生涯学習課 】

通番	事業名称	事業概要	当初予算額		増減
			H25	H24	
	人権擁護委員事業	<b>【概要】</b> ・市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱する人権擁護委員（6人）の活動を支援 <b>【実施内容】</b> 報償費 34,000円×6人=204,000円 人権擁護委員関係機関への負担金 ・倉吉人権擁護委員協議会負担金 ・人権擁護委員協議会県連合会負担金	264	264	0
	人権対策関係負担金事業	<b>【概要】</b> ・人権教育関係機関に対する負担金 <b>【実施内容】</b> ・県人権文化センター負担金 ・東伯郡同和対策協議会負担金 ・部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会負担金	242	242	0
	人権啓発活動事業	<b>【概要】</b> ・法務省の「人権啓発活動再委託事業」活用し、人権啓発を推進 <b>【実施内容】</b> ・「人権の花運動」の実施 北条小・大栄小 ・「人権教育講演会」の開催 7月18日（木） 場所：大栄農村環境改善センター	322	886	△ 564
	【新規】 人権相談員設置事業	<b>【概要】</b> ・総合計画を全面的に見直す中、町民のさまざまな人権に関わる相談に応じ、解決のための助言や指導、支援などを行う人権相談員の設置 <b>【実施内容】</b> ・人権相談員1名	540	0	540
	隣保館運営事業	<b>【概要】</b> ・北条文化会館の運営 <b>【実施内容】</b> ・習字教室・777-アツツキ外教室・押花教室・創作教室 リフレッシュ教室・手芸教室 ・人権教育講座 年6回 ・現地研修対応 随時 ほか	769	4,650	△ 3,881
		<b>【概要】</b> 大栄文化センターの運営 <b>【実施内容】</b> ・生活習字教室・生花教室・創作教室・趣味講座 ・人権教育講座 ・現地研修対応 随時 ほか	834	4,910	△ 4,076
	隣保館管理事業	<b>【概要】</b> ・北条文化会館の管理	186	680	△ 494
		<b>【概要】</b> ・大栄文化センターの管理	1,495	971	524
	部落解放中学3年生交流参加負担金事業	<b>【概要】</b> ・中部の中学3年生が一堂に集い、活動力を養成する交流会への参加負担金	22	30	△ 8
	隣保館関係負担金事業	<b>【概要】</b> ・人権課題の解決を期するための負担金 <b>【実施内容】</b> ・鳥取県隣保館連絡協議会負担金 ・中部地区隣保館・集会所・児童館連絡協議会負担金	138	149	△ 11
	隣保館運営審議会事業	<b>【概要】</b> ・両隣保館の運営審議会を統一して開催（年2回）	23	90	△ 67

児童館運営事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健全育成と資質向上を目的とした事業の実施</li> </ul> <p>【実施内容】</p> <p>(大野児童館の運営)</p> <p>工作教室 4月、7月、11月</p> <p>子どもふれあい祭 7月</p> <p>夏休み子ども会交流 7月</p> <p>夏休み体験学習 8月</p> <p>お楽しみ会 10月、3月</p> <p>正月あそび・卓球大会 1月 ほか</p>	1,087	4,064	△ 2,977
	<p>【実施内容】</p> <p>(大栄児童館の運営)</p> <p>ムービーシアター 4月、10月、1月</p> <p>ハンドクラフト 5月、7月、2月</p> <p>野外体験学習 6月、10月</p> <p>七夕まつり 7月</p> <p>クッキング 8月、11月、1月</p> <p>大掃除&amp;お楽しみ会 12月 ほか</p>	1,177	4,028	△ 2,851
児童館管理事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大野児童館の維持管理</li> </ul>	80	352	△ 272
	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大栄児童館の維持管理</li> </ul>	200	539	△ 339
児童館関係負担金事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健全育成を図るための負担金</li> </ul> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国児童館連合会負担金</li> <li>・鳥取県児童館連絡協議会負担金</li> <li>・中部地区児童館連絡協議会負担金</li> </ul>	58	59	△ 1
住宅新築資金等貸付特別会計繰出金事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅新築資金等貸付事業特別会計への繰出金</li> </ul>	36	36	0
社会教育総務費事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育委員会の開催 委員9名(年3回)</li> </ul>	1,069	1,103	△ 34
社会教育講演会事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会を通して生涯教育の振興</li> <li>「渡部陽一」講演会を開催</li> <li>・日時：10月12日(土)</li> <li>・場所：大栄農村環境改善センター</li> </ul>	35	35	0
社会教育総務関係負担金事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内や郡内の社会教育関係者が研修や情報交換を行うための各関係機関に対する負担金</li> <li>・東伯郡社会教育協議会</li> <li>・鳥取県社会教育協議会</li> <li>・鳥取県社会教育委員連絡協議会</li> <li>・倉吉地区少年補導センター</li> </ul>	650	686	△ 36
【主要】青少年育成町民会議交付金事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体・機関及び家庭や地域の連携により青少年の健全育成活動を行う青少年育成北栄町民会議に対する交付金</li> </ul> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動・街頭補導・青少年育成連絡会等の実施。</li> <li>・あいさつ運動モデル自治会：曲、大島、国坂浜、下神、弓原(ほか継続して募集)</li> <li>・児童による朝の啓発放送</li> </ul>	606	668	△ 62
家庭の教育力アップ事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6:30運動・家庭庭教育12カ条を活用し基本的生活習慣の定着等を中心にした子育てに関する学習機会を提供する。</li> <li>・こども園・保育所で子育て講座の開催</li> <li>・児童による朝の啓発放送</li> </ul>	115	94	21

社会教育推進事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民を対象とした「生涯学習出前講座」を開設し、地域や団体自らが主体となって学ぶ体制の支援</li> </ul>	67	67	0
社会教育関係団体活動補助金事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的に行う社会教育団体活動、または地域社会に貢献するための諸活動を行う社会教育団体の円滑な運営と会員の学習意欲向上を図るため、その一部を補助する。</li> <li>・婦人会・小学校PTA・中学校PTA</li> </ul>	210	210	0
成人式事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新成人の門出を祝福する成人式を開催式典、祝賀行事（アトラクションなど）、記念撮影</li> </ul> <p>（期日）平成26年1月3日（金） （場所）大栄農村環境改善センター</p>	565	637	△ 72
人権教育経費事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育に係る事務費</li> </ul>	5	40	△ 35
小地域懇談会事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治会単位で「人権教育小地域懇談会」を開催し、人権が尊重された住みよい地域づくりを推進する</li> </ul> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期：9月～11月</li> <li>・町が提示した人権学習テーマや方法の中から自治会が選択又は独自のテーマ等を計画して、懇談会を主体的に実施</li> </ul>	151	768	△ 617
地区学習会事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い分野の人権学習に取り組み、人権侵害をなくしていく力を育てる</li> </ul> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら学ぼうとする小・中学生を対象にして、小中学校の協力のもと人権学習を実施</li> </ul>	230	1,316	△ 1,086
人権教育推進員設置事業	<p>【概要】</p> <p>人権に関する学習活動指導助言を行う推進員の設置</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育推進員1名を配置して、事業所・各種団体等が行う人権研修の推進員による事業所研修計画づくりや講師を務めるなど支援を行う</li> </ul>	501	2,004	△ 1,503
県人権教育推進協議会負担金事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県人権教育推進協議会に対する負担金</li> </ul>	27	28	△ 1
【主要】 人権教育・啓発推進協議会委託事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町人権教育・啓発推進協議会に一部啓発事業等を委託</li> </ul> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重のまちづくり推進大会の開催 12月1日（日） 場所：大栄農村環境改善センター</li> <li>・人権に関する各種全国大会等への派遣 ほか</li> </ul>	1,495	1,754	△ 259
青少年劇場巡回公演委託事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創造力や美しい感性、豊かな情操等を養うため、生の優れた芸術を鑑賞体験する機会の提供。</li> </ul> <p>対象：小学生及び中学生</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年劇場巡回公演、青少年劇場小公演、芸術鑑賞教室、青少年劇場小公演「落語ってなあに？」（24年度：北条中）</li> </ul>	1,454	1,454	0
民俗芸能伝承事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の伝統的な民俗芸能を年次的に選出し、民俗文化財資料収集</li> </ul>	10	10	0

芸術文化活動促進事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民が本物の芸術文化に接し、また歴史を知り郷土愛を育む機会の提供</li> </ul> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回北栄町コーラスフェスティバル：11月予定</li> <li>・歴史探訪ウォーク・読み語るふるさとの偉人伝</li> <li>・北栄歴史文庫発刊（福本和夫）・巡回展示館事業</li> <li>・アートスタート活動支援補助</li> <li>・砂丘太鼓後継者育成</li> </ul>	734	810	△76
【主要】文化財保護対策事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財に関する啓発や調査研究及び各種文化財の保護</li> <li>・文化財保護委員会の開催</li> <li>・指定文化財の管理（国指定 2件 国史跡 1件 県指定 12件 町指定 19件）</li> <li>・豊田邸跡及び妻波古墳群（現地保存分）の維持管理</li> <li>・文化財啓発用標柱及び看板の修繕</li> <li>・各種開発事業との調整</li> <li>（埋蔵文化財 特別天然記念物オオサンショウウオ）</li> <li>・由良台場築造150周年記念事業</li> <li>（クリーンアップ・ウォーキング・フォトコンテスト）</li> </ul>	1,705	1,149	556
歴史民俗資料館管理事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史民俗資料館の維持管理、収蔵資料の保存管理</li> </ul>	3,809	3,804	5
歴史民俗資料館展示事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町に関係する貴重な資料の収集保存、及びこれら資料の整理と調査の実施</li> </ul> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内ゆかりの芸術家の展示・巡回展等の実施。</li> </ul> <p>【主な企画展示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郷里の作家展、砂丘開拓のあゆみ展、県立博物館巡回展示、歴史民俗資料館収蔵品展等・巡回展等</li> <li>※年間を通じて生田和孝常設展開催</li> </ul>	1,519	1,610	△91
放課後子どもプラン推進事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な放課後対策の「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」が連携し、効率的な運営を協議する運営委員会の開催（年2回）</li> </ul>	45	40	5
放課後子ども教室推進事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが地域社会の中で心豊かですこやかに育まれる環境づくりを推進するため、中央公民館及び大栄分館を活動拠点として地域の方々の協力を得て、子どもたちがスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の実施</li> <li>・子どもほくえい塾：NPO法人まちづくりネットに事業委託（平成24年度：参加延人数1,517人）</li> </ul>	597	619	△22
町内遺跡発掘調査事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財の有無と分布状況を調査・記録をするため、開発地の試掘調査の実施。</li> </ul>	536	536	0
保健体育総務事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進委員の設置及びスポーツ表彰の実施等。</li> <li>・スポーツ推進委員 25人</li> <li>・スポーツ表彰</li> </ul>	2,299	2,250	49
保健体育総務関係負担金事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会体育関係協会・協議会に対する負担金等</li> <li>・県体育協会、郡体育協会</li> <li>・全国スポーツ推進委員連合</li> <li>・県スポーツ推進委員協議会</li> <li>・郡スポーツ推進委員連絡協議会</li> </ul>	760	689	71
保健体育振興事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県・県中部の代表として、県外スポーツ大会に出場する小中学生の選手、監督、コーチに対し、経費の一部を補助。</li> <li>・スポーツ県外派遣費補助事業（全国・中国大会に出場）</li> </ul>	100	100	0

	<p>【主要】 北栄スポーツクラブ事業</p>	<p>【概要】 ・北栄スポーツクラブを指定管理者として町内社会体育施設の管理と主な社会体育事業の実施を委託。 協定：平成24年4月1日～平成27年3月31日まで（3年間） 【町内社会体育施設】 B&amp;G海洋センター・北条野球場・北条体育館・北条運動場・北条ふれあい会館・北条多目的広場・大栄体育館・大栄運動場・大誠体育館・大栄ふれあい会館・大栄野球場・勤労者体育センター</p>	37,287	35,195	2,092
	<p>ウォーキングのまち北栄町推進事業</p>	<p>【概要】 ・いつでも、どこでも、誰でもが気軽に楽しめる生涯スポーツ「ウォーキング」の推進。 ・年間4コースを設定</p>	135	117	18
	<p>訪問型ニュースポーツ体験事業</p>	<p>【概要】 ・軽スポーツ啓発、体育振興を図るため各自治会老人クラブ、子ども会、小学校親子会等を主な対象者として、自治会公民館、広場、体育館等にスポーツ推進委員が出向き、ニュースポーツの実技指導</p>	15	15	0
	<p>【新規】 郡民体育大会事業</p>	<p>【概要】 ・東伯郡民体育大会が、平成25年度は、北栄町を主会場として東伯郡内一円で開催。 7月13日・14日・20日・21日（予定） 開会式会場に係る経費</p>	187	0	187
	<p>【主要】 第26回すいか・ながいも健康マラソン大会事業</p>	<p>【概要】 ・「名探偵コナン」に会える北栄町で、全国に誇る名を誇る大栄スイカ・砂丘ながいもの畑の中を楽しく走り、健康・体力づくりを推進し、魅力あるふるさとの情報発信 主催：実行委員会 開催日：7月7日（日） コース：3・5・10k 参加者：定員4,000名 特典：すいか・ながいもとろろ汁食べ放題、オリジナルTシャツ</p>	17,079	15,716	1,363



## 【 公民館・図書館 】

補助金	事業名称	事業概要	当初予算額		増減
			H25	H24	
	中央公民館管理 事業	<b>【概要】</b> ・公民館を維持管理に要する費用 <b>【実施内容】</b> ・大栄分館防水工事箇所、清掃委託料、複写機リース等	9,390	4,125	5,265
	公民館運営事業	<中央公民館> <b>【概要】</b> ・地域の住民の学習、文化活動を支える生涯学習の中核的な拠点として学習機会の提供 <b>【実施内容】</b> ・賃金、消耗品費、燃料費、施設管理委託料等	6,019	5,906	113
		<大栄分館> <b>【概要】</b> ・住民参画によって、地域のニーズに応えるため、運営・管理をNPO法人まちづくりネットへ委託	11,804	11,575	229
	公民館講座事業	<青少年対象講座> <b>【概要】</b> ・さまざま活動を通じて仲間づくりをするとともに親子のふれあいを深める <b>【実施内容】</b> ・社会科見学、料理教室等	862	940	△ 78
		<シニアクラブ> <b>【概要】</b> ・高齢者の学習活動と社会参加を促し、健康と活力と生きがいを高めるために総合学習・コース別学習の実施 <b>【実施内容】</b> ・総合学習：年10回 コース別学習：年8回			
		<自治会生涯学習部長研修> <b>【概要】</b> ・生涯学習部長ほか自治会役員等を対象とし、先進事例発表や情報交換を通して見識を深め、自治会の公民館活動や学習活動の活性化につなぐ研修の実施 <b>【実施内容】</b> ・年2回開催			
		<成年講座> <b>【概要】</b> ・現代的課題に関する知識の習得のため講座を開講 <b>【実施内容】</b> ・法律講座、健康講座等			
	北栄文芸編集・ 発刊事業	<民芸実習館活用講座> <b>【概要】</b> ・民芸実習館を活用し町民の文化・芸術活動を促進するため陶芸講座、美術・木工講座の開催 <b>【実施内容】</b> ・陶芸講座、美術・木工講座	725	726	△ 1
		<b>【概要】</b> ・文芸に親しみ文化活動の成果を発表する場として、町民、町内勤務者、出身者などを対象に短歌・川柳・俳句・随筆などの作品を募集し編集した「北栄文芸」の発刊 <b>【実施内容】</b> ・年4回発行			

	展示・鑑賞・発表経費事業	<p>&lt;美術展&gt; 【概要】 ・町民等を対象に11部門の作品を募集し、約2週間の会期で作品の展示 【実施内容】 ・開催日：11月3日（日）～15日（金）予定</p> <p>&lt;公民館まつり&gt; 【概要】 ・公民館で活動するクラブ・団体等が日頃の成果を作品展示、舞台発表などで披露。 【実施内容】 ・開催日：1月25日（土）～2月2日（日）予定</p>	1,615	1,641	△ 26
○	成果還元活動費補助金事業	<p>【概要】 ・文化教室等が習得した学習知識・技術を地域に還元するため、発表・展示等を実施することでグループ、教室生と町民との交流を図り、生涯学習を推進するための補助 【実施内容】 ・文化教室等成果還元活動費補助金</p>	120	120	0
○	町文化団体協議会補助金事業	<p>【概要】 ・中央公民館での年間展示活動、町美術展・公民館まつりの出品及び運営協力等を促進するため、町文化団体連絡協議会に対する活動費の一部補助 【実施内容】 ・町文化団体連絡協議会活動費補助金</p>	300	300	0
	民芸実習館事業	<p>【概要】 ・利用者の増加と創作活動の活性化を図るための管理運営経費。 【実施内容】 ・消耗品費、燃料費、光熱水費等</p>	572	588	△ 16
○	由良川イカダレース実行委員会補助金事業	<p>【概要】 ・由良川を手づくりイカダで下り楽しむことで地域の繋がりを、水文化、自然の大切さを知るきっかけとするため、由良川イカダレース大会実行委員会に対する大会実施費用の補助。 【実施内容】 ・開催日：8月4日（日）予定</p>	624	780	△ 156
	図書館管理事業	<p>【概要】 図書館の維持管理に要する費用 【実施内容】 空調機更新工事、図書システム委託料など</p>	24,619	2,551	22,068
	図書館運営事業	<p>【概要】 図書館資料の整備、町民からの課題解決のための情報提供サービスの充実、向上を図る経費 【実施内容】 ・文化講座「福本和夫を識る」（年1回） ・土曜講座「源氏物語を読む」（年20回） ・ // 「郷土史入門講座」（年8回） ・読み聞かせ講座（年3回） ・図書館職員交流研修会（年3回） ・図書館まつり（講演会、おはなし会、科学講座、ブックリサイクル等） ・図書の選定、購入 ほか ・図書館20周年記念コンサート（年3回） ・世界ミステリー文庫の開設</p>	22,280	21,978	302
	ブックスタート事業	<p>【概要】 ・生後7カ月の乳児と保護者にブックスタートの説明や絵本の読み聞かせを実施し、本に親しむきっかけづくりを行います。</p>	89	125	△ 36

	図書館関係負担 金事業	<b>【概要】</b> ・県内の図書館関係者が、研修や情報交換などを行うための、関係協会に対する負担金 <b>【実施内容】</b> ・鳥取県図書館協会負担金	5	28	△ 23
--	----------------	---	---	----	------

## 【 住宅新築資金等貸付事業特別会計 】

事業名称	事業概要	当初予算額		増減
		H25	H24	
住宅新築資金等貸付事業	住宅新築資金等貸付事業に係る事務	106	106	0
住宅新築資金等貸付事業基金事業	町債の償還に必要な財源を積み立てた基金の運用から生じる収益を積み立て	13	14	△ 1
元金事業	住宅新築資金等貸付事業に係る借入債元金の償還	7,508	8,348	△ 840
利子事業	住宅新築資金等貸付事業に係る借入債利子の償還	1,554	1,981	△ 427

# 北栄町立大栄小学校「ことばの教室」のご案内

北栄町教育委員会

## 楽しいコミュニケーションを考える教室です

「わっはっは」「ふふふ」と笑いながらおしゃべりするのにも、アナウンサーのような発音、整った文章はいりません。

目と目で通じ合い、心が通う楽しさを感じる事が

『楽しいコミュニケーション』です。

『コミュニケーション』についての情報発信地が「ことばの教室」です。

## こんな心配はありませんか

- ことばが増えない、つながらない、文章にならない。
- 発音がはっきりせず、ことばが分かりにくい。
- 話すとき、ことばを伸ばしたり、繰り返したり、詰まったりして、なかなかことばが出ないことがある。
- ある音が正しく発音できない。  
「カラス」が「タラス」、「サル」が「チャル」や「シャル」のような発音になる。
- 声が鼻に抜けてはっきりしない発音になったり、いつも鼻づまりのような話し方になったりする。
- のどに力を入れて話す。
- かすれ声がひどい。
- 極端に口数が少なく、特定の場所・場面で話そうとしない。
- 話の聞き誤りや聞き返し、覚え違いが多く、話のやりとりがうまくできない。
- 文字の表記の誤りが多い。
- 友達とうまく話ができない。相手の言っていることを聞かずに自分の言いたいことばかり話してしまう。

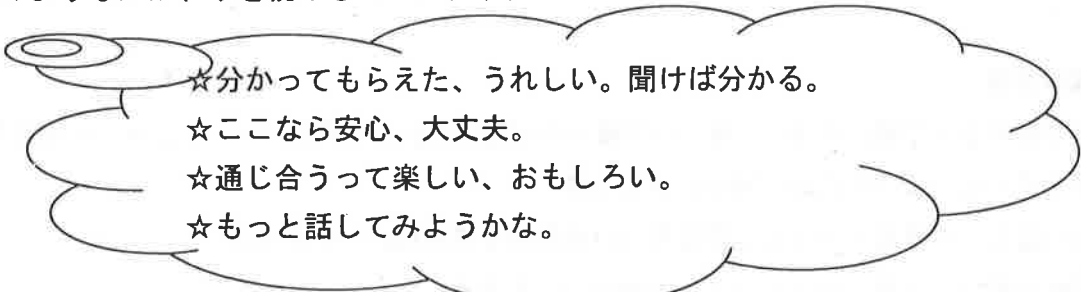
こんな不安を持っていることで、コミュニケーションがうまくいかないと、こんな思いを持ちやすくなります。

- ・ 話しても分かってもらえない。
- ・ 話すたびに緊張する。話すのが心配。
- ・ 話したり、聞いたりしたくない。
- ・ 人の話に興味がもてない。
- ・ 人と関わりたくない。

## 「ことばの教室」では……

### 安心して話したり、友達を増やしたり、ことばの練習をしたいと思います

- ☆ 子どもの思いを尊重し、あらゆる表現（視線、表情、身振り、声、ことば）から思いをよみとることを大切にします。
  - ☆ 子どもの表現をよく見、よく聞きます。
  - ☆ よみとった子どもの思いを、子どもに伝え返していきます。
- このようなかわり続けることにより、



☆分かってもらえた、うれしい。聞けば分かる。  
☆ここなら安心、大丈夫。  
☆通じ合うって楽しい、おもしろい。  
☆もっと話してみようかな。

という、安心感が広がり、意欲がわいてきて、自信がついてきます。

### こんな学習をします

- ・必要なことばのトレーニングやコミュニケーションの力を高めるトレーニング
- ・発音練習や聞き取り・書き取り練習、楽しくトレーニングが進められるよう、楽しい遊びも取り入れることがあります。

### こんな形で学習します

- ・通常は在籍している学級で学習し、週1～2回（1回45分）程度「ことばの教室」に出かけて、学習をします。通級の曜日・時間等については相談の上決めます。
- ・お子さんによって学習内容が異なるので、1対1の個別学習が中心ですが、必要に応じて小集団指導も行います。

### その他

- ・通級指導教室で付けた力が、在籍学級で発揮できるように、担任の先生と密に連絡を取り合います。
- ・「ことばの教室」への通級は、保護者による送迎を原則とします。
- ・保護者は、通級での学習の様子を参観することができます。

\*ことば、コミュニケーションに関する不安は、どんな小さなことでも、学校の担任の先生または下記までご連絡ください。

大栄小学校「ことばの教室」 TEL：37-2041

北栄町教育委員会教育総務課学校教育室 TEL：37-5870

# 言語障がい通級指導教室「ことばの教室」設置要項

北栄町教育委員会

## 1. 目的

通常の学級における指導だけではその能力や可能性を十分に伸ばすことが困難な言語障がいがある児童について、一人一人の特性や状態に応じ、きめ細かな指導を行うことで、コミュニケーションの楽しさを体験させ、充実した学校生活を送ることができることを目的とする。

## 2. 指導の対象

小学校の通常学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする次のような言語の障がいがある者

- 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者
- 吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者
- 話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者
- その他これに準じる者

\*これらの障がいの主として他の障がい（知的障がい等）に起因するものではない者

## 3. 指導の内容

(1) 障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導

(特別支援学級における「自立活動の時間における指導」に相当する指導)

(2) 特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導

- <例>
- 口唇や舌などの運動の練習
  - 正しい発音・表記の仕方の練習
  - 呼吸の整え方の練習
  - コミュニケーション能力を高めるトレーニング（言葉遊び、読み聞かせ等）
  - 粗大運動、微細運動機能の向上を図るトレーニング
  - 「吃音」について知り、自分の話し方を受け入れる学習

## 4 通級指導教室の概要

- (1) 北栄町立大栄小学校に言語障がい通級指導教室を設置し、指導教員1名を配置する。
- (2) 東伯郡内の小学校の通常学級に在籍する児童で、言葉やコミュニケーションに不安があり、校内就学指導委員会及び町の通級指導委員会で通級の必要性が判断された児童が、「大栄小学校ことばの教室」で通級による指導を受けることができる。
- (3) 指導形態は、個別指導を基本とする。児童の状態や課題によっては、必要に応じて小集団による指導等も可能とする。
- (4) 指導時間は、原則として45分間とする。

- (5) 通級指導対象児童については、1週間に1、2回程度の指導を行う。
- (6) 通級担当教員は、児童の在籍学級の担任と連携を図るとともに、保護者への支援を行う。
- ① 在籍学級担任との連携
- ・指導内容の報告と在籍学級における配慮への助言
  - ・個別の指導計画の検討・評価
  - ・相互の教室での様子の共有  
(在籍学級の授業参観および通級指導の参観、情報交換会等)
- ② 保護者への支援
- ・指導内容の報告
  - ・通級指導の参観を勧奨する
  - ・悩みの相談
- (7) 児童の在籍学級の担任は、通級における指導内容をふまえて、それを学級での教育活動に活かす。
- (8) 児童の通級に伴う送迎は、保護者の責任で行うものとする。

## 5. 通級指導における指導の記録について

### (1) 通級指導教室における指導の記録

- ①通級指導担当教員は、「通級による指導の記録」を作成する。
- ②通級指導校の校長は、該当児童が在籍する学校の校長に対し、学期ごとに「指導経過報告書」で報告する。

### (2) 在籍校における指導の記録

- ①児童の在籍学級の担任は、通級指導校からの報告に基づき、通級についての記録を指導要録に記載する。
- \*指導要録の「総合所見及び指導上の参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する。

## 6. 通級指導教室への入退級について

- ① 北栄町教育委員会は、通級指導委員会を開催し、入級及び退級についての審議を行う。
- ② 入級及び退級の手続きについては、「通級指導教室の入級等の手続き」を参照のこと。

\*通級指導委員会…北栄町教育委員会担当指導主事、通級指導校の校長または教頭、特別支援教育主任、通級担当教員、LD等専門員)



# 北栄町大栄小学校「まなびの教室」のご案内

北栄町教育委員会



大栄小学校内に通級指導教室「まなびの教室」を開設します。この教室は、学習や生活におけるつまずきや困り感を改善するために、一人一人に合わせた指導を行う場です。町内の小学校児童が指導を受けることができます。

## 次のような様子は見られませんか？

### コミュニケーションがうまくとれない

- ・思っていることをうまく話せない。
- ・友達とトラブルになりやすい。
- ・すぐにカッとなって怒ったり、パニックを起こしたりする。
- ・会話の流れをつかめず、思いついたことを一方的に話す。
- ・相手の気持ちを読みとることが苦手なため自分中心な言動をしてしまう。

### 集団行動がとりにくい

- ・みんなと同じ行動をすることが苦手。
- ・ルールや順番を守ることが難しい。
- ・周囲に気をとられやすく、やりかけのことを途中で放っておいたり立ち歩いたりする。
- ・一対一で説明しないと理解しにくい。
- ・公共の場で静かにできない。

### 極端に苦手な学習がある

- ・文字の形をとらえにくく、正しく書くことができない。
- ・音読がすらすらできず、同じ行を読んだりとばしたり、読み間違えたりする。
- ・繰り返し練習しても、漢字や計算の仕方をなかなか覚えられない。

### その他

- ・整理整頓が苦手なで、忘れ物やなくし物が多い。
- ・そわそわして、じっとしてられない。
- ・手先が不器用で、ハサミなどの道具をうまく使えなかったり、ひも結びが苦手だったりする。

詳しくは裏面をご覧ください。

## こんな学習をします

- ・特性に応じた学習の仕方を見つけ身につける学習。
- ・社会生活上のルールや常識、マナーを理解する学習。
- ・自分の感情に気づき、コントロールするための学習。
- ・場や状況に応じた行動や相手の気持ちを考えた言動を知る学習。
- ・相手の気持ちを受け止めたり、自分の考えを伝えたりする学習。



自分の良さに気づき、自信をもって、楽しく  
学校生活を送ることができるようになります。

## このような形で学習します

- ・通常は在籍している学級で学習し、週1~2回(1回45分)程度「まなびの教室」に出かけて学習をします。
- ・お子さんによって学習内容が異なるので、一対一の個別指導が中心ですが、必要に応じて小集団指導も行います。

## その他

- ・通級日・時間は、在籍する学級の担任の先生や保護者の方などと相談のうえ、決定します。
- ・通級指導教室でつけた力が、在籍学級で発揮できるように担任の先生と密に連絡を取り合います。
- ・「まなびの教室」への通級は、保護者による送迎を原則とします。
- ・保護者は、通級の授業の様子を参観することができます。

## お気軽にご相談ください!

学校の担任の先生にご相談ください。

- (学習面、行動面、感情のコントロール、コミュニケーションなど、子どもの育ちに関する不安など、どんな小さなことでもいいです)
- ・詳しい問い合わせは、教育委員会教育総務課に、直接お聞きになることもできます。

北栄町立北条小学校

TEL 36-2063

北栄町立大栄小学校

TEL 37-2041

北栄町教育委員会教育総務課

TEL 37-5870

# 発達障がい通級指導教室「まなびの教室」設置要項

北栄町教育委員会

## 1. 開設の目的

通常の学級に在籍している児童の中には、発達障がいがあるために集団生活の中で不適応を起し、学習の効果が十分に上がらない児童が少なくない。

そこで通常の学級における指導だけではその能力や可能性を十分に伸ばすことが困難な発達障がいがある児童について、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立するための基盤となる生きる力を培うため、一人一人の障がいの種類・程度等に応じ、特別な配慮のもとにきめ細かな指導を行うことで、心身の機能を総合的に改善していくことを目的とする。

## 2. 指導の対象

小学校の通常学級に在籍する次の発達障がいのある、またはその疑いがある児童で、通常の学級での学習に概ね参加することができ、一部特別な指導を必要とする者。

自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、等

## 3. 指導の内容

障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導

(特別支援学級における「自立活動の時間における指導」に相当する指導)

特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導

<例> ○緊張をほぐすリラクゼーション

○対人関係の技能を育むコミュニケーションスキルトレーニング

○集団行動の技能を育むソーシャルスキルトレーニング

○学習に集中して取り組む力を育てる学習トレーニング

○学習の基礎となる力を育てるスキルトレーニング

## 4 通級指導教室の概要

- ① 北栄町立大栄小学校に通級指導教室を開設し、指導教員1名を配置する。
- ② 町内の小学校の通常学級に在籍する児童で、医師の正式な診断を受けた児童又はその疑いがある児童が、「大栄小学校まなびの教室」で通級による指導を受けることができる。
- ③ 指導形態は、個別指導を基本とする。児童の状態や課題によっては、必要に応じて小集団による指導等も可能とする。
- ④ 指導時間は原則として45分間とする。
- ⑤ 通級指導対象児童については1週間に1、2回程度の指導を行う。
- ⑥ 通級担当教員は、児童の在籍学級の担任と連携を図るとともに、保護者への支援を行う。

<在籍学級担任との連携>

指導内容の報告と在籍学級における配慮への助言

個別の指導計画の検討・評価

相互の教室での様子の共有

(在籍学級の授業参観および通級指導の参観、情報交換会等)

<保護者への支援>

指導内容の報告

通級指導の参観を勧奨する

悩みの相談

⑦児童の在籍学級担任は、通級における指導内容をふまえて、それを学級での教育活動に活かす。

⑧児童の通級に伴う送迎は、保護者の責任で行うものとする。

## 5. 通級指導における指導の記録について

### (1) 通級指導教室における指導の記録

①通級指導担当教員は「通級による指導の記録」を作成する。

②通級指導校の校長は該当児童が在籍する学校の校長に対し、学期ごとに「指導経過報告書」で報告する。

### (2) 在籍校における指導の記録

①該当児童が在籍する学校の担任は、通級指導校からの報告に基づき、通級についての記録を指導要録に記載する。

\*指導要録の「総合所見及び指導上の参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する。

## 6. 通級指導教室への入退級について

①北栄町教育委員会は通級指導委員会を開催し、入級及び退級についての審議を行う。

②入級及び退級の手続きについては、「通級指導教室の入級等の手続き」を参照のこと。

【平成25年第4回教育委員会定例会】

## 議案書 追加資料 綴

(日 程)

3 行政報告

教育長 . . . . . 追加資料1 (P2~8)

- ・4月教育連絡会について
- ・平成25年度「鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約」について

教育総務課長 . . . . . 追加資料2 (P9~12)

- ・民間委託(調理現場)による効果について

5 協議事項

(3) 小学校下校時における通学方法について

. . . . . 追加資料3 (P13)

6 報 告

- ・平成24年度外部評価において「D」と判定された項目の今後の対応方針について . . . . . 資料5 (P14)

7 その他

(追加)

- ・鳥取県立琴の浦高等特別支援学校設置に伴う学校公開・学校説明会について . . . . . 追加資料4 (P15~17)

## 第 1 回 教育 連絡 会

平成 2 5 年 4 月 5 日

### 1 会の趣旨等について

- ・ 課題や情報を共有して理解を深め、解決に向けた協議を行う
- ・ 児童の様子については、変化のあったことを中心に、簡潔に報告する
- ・ 会の内容は、取捨選択して、保育士・教職員にも伝えていただきたい  
(副所長・部長・教頭には是非)

### 2 就学前、小、中、高の連携強化

- ・ 北条「少人数学級を活かす学びと指導の創造事業」& ドリームプロジェクト X I と大栄向ヶ丘レインボープランの推進：北条 C 評価 大栄 B 評価
- ・ こども園や高校も視野に入れた連携
- ・ 就学前、小、中、それぞれの役割分担を確実に果たす  
(1 年間で身につけさせなければならないことは、しっかり身につけさせる)
- ・ 子ども達の育ちを途切れなくつなぐ  
(つなぐためには、細やかな引継ぎ：緊密な相談・連絡が不可欠)
- ・ 互いの取り組みを良く知ることから始まり、知るからこそ、子どもの育ちを見通すことが出来る
- ・ 逆に、今しなければならぬことも明確になる  
(知り合う機会の設定：研究会の案内等)
- ・ 中学校英語科と小学校外国語活動をつなぐ (中学校英語に活かす)

### 3 重点施策と学力向上策 (北栄町教育ビジョン参照)

#### (1) 重点施策

#### (2) 主要事業

- ・ B 評価：同日公開参観日・サマースクール・ゲストティーチャーの招聘・少人数学級の推進・ICT 教育活動支援員の配置・特別支援教育補佐員の配置
- ・ D→C 評価：職場体験学習 (ワクワク)
- ・ 特別支援教育補佐員 (小学校に 2 人配置)、ICT 教育活動支援員 (緊急雇用)、の配置による体制整備

\* 地区学習会については、議会の反対もあり、取り組みを延期する

#### 4 所・園・学校運営について

##### ①小中学校については、基本的には、校長にお任せしたい

所・園については、所長・園長の工夫を尊重するが、一緒に新しいものを創り上げていく

- ・所・園長、校長裁量を最大限尊重
- ・管理規則に基づく運営（学校が出来ること、出来ないこと）
- ・課題を明確にした取り組み（課題を絞った取り組み）
- ・教育ビジョンを念頭に置いた取り組み（学校課題とビジョンの重なり）
- ・所・園においては、保育・教育課程及び年間指導計画（改訂版）に基づいた取り組み
- ・職員の総力を結集して、保育・教育に当たる（組織体としての取り組み）
- ・園児・児童・生徒の命に関わることについては、細心の注意を払う
- ・地教委としては、所・園・学校を支援（相談・連絡・報告は迅速・綿密に）

##### ②児童・生徒については、遊び・学習好き、運動好き、仲間好き、所・園・学校好き、地域好き、近所のおじさんやおばさん好き、地域行事参加好きな子どもになって欲しい（仕向けて欲しい）

- ・生涯にわたって学習し続けることが出来る礎となる体験及び基礎基本の習得
- ・年齢や学年で身につけるべきことは、その時期・年で確実に（担任は1年勝負）
- ・地域をグラウンドにして、文化や自然、人など結びつける活動の発掘・工夫
- ・休日に公民館や図書館等を活用するくせ（紹介や奨励）

##### ③職員については、「進みつつある教師のみ、他人を教える資格がある」を肝に銘じ、所・園・校長を中心に協力し合って、児童・生徒の保育・教育に渾身の力を傾注して欲しい

- ・人的・物的体制は整備しているつもりではあるが・・・（検証する必要もある）
- ・切磋琢磨による指導方法の工夫改善  
（技を磨くためには、園内・校内研の充実）
- ・積極的な研修活動と成果のお裾分け（「井の中の蛙大海を知らず」にならない）
- ・職員の健康管理

\*学級づくり（子どもの実態把握、友達関係、担任の方針等）の基礎は連休までに

#### 5 その他

- ・求められる言語環境の点検

# 平成25年度「鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約」について

教育総務課

平成25年度の鳥取県の教育施策に関し、鳥取県知事と鳥取県教育委員長との間で、別添のとおり「鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約」（以下、「教育振興協約」という。）を締結しました。

市町村教育委員会とも連携しながら、県教育の充実に取り組んで行きたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

## 1 平成24年度の教育振興協約からの主な変更点等

- ① 「県民の皆さんの期待と信頼に応える教育現場の実現」について記述
  - ・平成24年度に多数発生した教職員の不祥事を受けて、県民の皆さんに、県教育委員会の取り組みの姿勢を示す意味で追加
- ② 「学びの質」の向上の柱に、「家庭、地域との連携」の文言を追加
  - ・子どもたちの学習における家庭や地域の役割の重要性に鑑みて追加
- ③ 「主な取組」の精査
  - ・平成25年度の予算を踏まえた取組に変更
  - ・取組み主体は、県（教育委員会及び知事部局）とする。県の施策として、市町村教育委員会や学校に働きかける取組みは、取組みに入れる。
- ④ 「取組の指標等」の精査
  - ・「学びの質の向上」に関する指標については、『学力向上戦略本部における議論を踏まえ、知事と教育委員長とが協議の上、設定した数値目標を上回る』と規定
  - ・県の取組により期待される小中学生の変化等の成果についても、指標設定の対象とするが、市町村の行動に関する指標は、設定しない。

## 2 今後の教育振興協約の活用、改善

- ・少人数学級の全面実施といった大きな施策にも取り組んでおり、知事の発信力も活用しながら、県民の皆さんに対する説明責任を果たし、取組みの成果を見ていただく手段の一つとしたい。
- ・予算要求に至る前の施策立案の段階で知事部局と次年度の協約内容に関する協議を始めるなど、施策を詰めていくための手段としての協約の活用を提案していきたい。

## 3 想定するスケジュール

- 8月 市町村との次年度施策に関する意見交換、次年度協約に関する検討開始
- 9月 協約中間評価、知事と教育委員との意見交換
- 9月～2月 県予算編成作業、協約策定作業（随時、市町村への情報提供と意見聴取）
- 3月 協約最終評価、次年度協約締結



# 鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約

鳥取県知事と鳥取県教育委員会は、互いに協力して、子どもたちが豊かな未来を切り拓いていくことができるよう、市町村や保護者、県民の皆さんと一緒に、子どもたちの未来のための教育振興施策（以下「施策」という。）に取り組んでいきます。

## 1 子どもたちの未来のための教育振興施策

私たちは、平成25年度において次に掲げる施策（各施策別の具体的取組は別記）に重点的に取り組み、着実な成果を目指します。

- (1) 幼稚園・保育所から高等学校までを通した教育の充実と、家庭、地域と連携した学習環境の整備により、子どもたちの「学びの質」の向上に取り組めます
- (2) 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた対策に取り組めます
- (3) 学校が子どもたちにとってより安心して通学できる場となるよう、総合的ないじめ対策に取り組めます
- (4) 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育の充実に取り組めます
- (5) 子どもたちの創造力や体力を養い、健やかな心身を育てるため、文化・芸術活動やスポーツの振興に取り組めます

## 2 施策の着実な推進

私たちは、随時協議を行いながら施策の進行状況や効果を把握し、着実な推進に努めます。

## 3 課題への迅速な対応

私たちは、協議の過程で新たな課題が生じた場合は、迅速に対応していきます。

## 4 県民や現場の声の反映

私たちは、教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切にして施策に反映させます。

## 5 県民の皆さんの期待と信頼に応える教育現場の実現

私たちは、教育現場でのコンプライアンスの確立、体罰の防止に向けて、責任感と誇りを持った教職員の育成に努めます。

## 6 次年度の施策への展開

私たちは、実施した事業の検証を行いながら、次年度以降のよりよい施策につなげていきます。

平成25年3月25日

鳥取県知事

平井伸治

鳥取県教育委員会委員長

中島諒人

## 平成25年度子どもたちの未来のための教育振興施策

- 1 幼稚園・保育所から高等学校までを通した教育の充実と、家庭、地域と連携した学習環境の整備により、子どもたちの「学びの質」の向上に取り組みます。

### ＜主な取組＞

- 鳥取県学力向上戦略本部を立ち上げ、市町村、学校、保護者、地域等と一体となって、子どもたちの学力向上に取り組みます。
- 公立小中学校での少人数学級を実施するとともに、スクラム教育や教育研究団体、中学校区、高等学校が実施する授業改革の取り組みを広げます。
- 教員の大量退職時代を迎えるに当たり、研修の在り方を見直すなど、教育力の向上に取り組みます。
- 地域の企業等とも連携し、子どもの社会的な成長、発達を促し、自立に向けたキャリア教育に取り組みます。
- 「幼児教育振興プログラム」(平成25年3月改訂)に基づいて、子どもたちの生活や遊びの充実、小学校との連携など、就学前教育の充実に取り組みます。
- 子どもたちの学びの基礎となるより良い生活習慣の定着に向けて、PTAと連携したり、保護者同士の仲間づくりを進めたりするなどして、家庭教育の充実に取り組みます。

### ＜取組の指標等＞

- ・ 授業改革を推進する県立高等学校数 全校 (24校)
- ・ 鳥取県学力向上戦略本部における議論を踏まえ、知事と教育委員長とが協議の上、設定した数値目標を上回る

- 2 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた対策に取り組みます

### ＜主な取組＞

- 相談から対策までを総合調整する「いじめ・不登校総合対策センター」を設置し、関係機関と連携しながら、教育委員会全体で、未然防止・早期対応・登校支援の総合的な対策に取り組みます。
- 子どもたちの人間関係づくりやソーシャルスキルの育成のため、心理検査を有効に活用するなどして、未然防止に取り組みます。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を進めるなど教育相談体制を強化し、早期対応に取り組みます。
- 社会福祉、精神保健、医療の専門家をスーパーバイザーとして登録し、学校だけでは解決が困難な事例への助言等を行うなど、登校支援に取り組みます。

### ＜取組の指標等＞

- ・ 児童生徒の不登校出現率全国平均及び前年度本県出現率を下回る

### 3 学校が子どもたちにとってより安心して通学できる場となるよう、総合的ないじめ対策に取り組みます

#### <主な取組>

- いじめ相談から対策までを総合調整する「いじめ・不登校総合対策センター」を設置し、関係機関と連携しながら、教育委員会全体で、未然防止・早期対応・解決支援のトータルな視点での対策に取り組みます。
- 教員の対応能力向上に向けた研修の充実、学級等での人間関係づくりのための人権教育の充実、県立学校での心理検査の活用などにより、未然防止、早期発見に取り組みます。
- 児童相談所や福祉機関等による「子どもの悩みサポートチーム」の派遣や学校支援等により、学校だけでは解決が困難ないじめ事案の解決に取り組みます。
- 自殺等の重大な事案が発生した場合、「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置し、学校・教育委員会以外の第三者的な視点からいじめの実態の検証・解決に取り組みます。

#### <取組の指標等>

- ・公立学校管理職が、新任年度に危機管理に関する研修を受講する率 100%
- ・いじめや不登校に関するアンケート結果を学校の中心となって活用できる教員の養成 32名

### 4 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育の充実に取り組みます

#### <主な取組>

- 学校間での個別の教育支援計画の引継ぎや高等学校における地域での支援のネットワーク化など、保護者の理解も得ながら関係機関との連携による特別支援教育の充実に取り組みます。
- 県西部地区に病弱の特別支援学校高等部を設置するため、速やかに準備を進めます。
- 障がいのある生徒の職業教育の充実に図るとともに、企業等の協力を得ながら就労機会の拡大を図り、就職率の向上に取り組みます。
- 特別支援学校でのICTを活用した教材づくりを進め、子どもたちの障がいの状態等に合わせて使用することにより、子どもたちの能力を引き出すとともに、学ぶ意欲の向上に取り組みます。

#### <取組の指標等>

- ・中学校から高等学校への個別の教育支援計画(\*)の引継率 50%  
\*特別な支援を必要とする子どもに一貫した支援を行うために作成するもの
- ・特別支援学校高等部の就職希望者の一般企業への就職率 80%以上

## 5 子どもたちの創造力や体力を養い、健やかな心身を育てるため、文化・芸術活動やスポーツの振興に取り組みます

### 〈主な取組〉

- 本物の文化芸術に触れる機会を提供するなど、学校等での文化・芸術活動の支援を通して、子どもたちの文化芸術活動への意欲向上に取り組みます。
- 平成27年度の近畿高等学校総合文化祭鳥取大会開催に向けて、全国レベルの文化部の育成や中学校及び高等学校の文化部活動の充実に取り組みます。
- 体力・運動能力調査などの結果を踏まえ、地域との連携を進めながら、子どもたちの体力の向上に取り組みます。
- 運動に積極的に取り組む子どもを育成するため、小学校体育専科教員をモデル的に配置するなど、体育指導の充実に取り組みます。

### 〈取組の指標等〉

- ・近畿高等学校総合文化祭への参加部門率 100%
- ・文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数（全国3位以上） 60件
- ・児童生徒の体力調査結果 親世代（53～57）の平均値に近づける

## 学校給食センター民間委託に関する経過

### ①H18・3

・3月定例議会～12月定例議会 池田議員

「北栄町議会行政改革特別調査委員会結果報告」で給食センターのあり方。

- 1・北条・大栄の両給食センターを統合し、配送車による給食体制整備を図る。
- 2・幼保いつ減施設にも給食センターを活用する。

### ②H19・1

・北栄町行政改革審議会

北栄町行政改革プランを策定し、H19・1に提言された。

- 1・指定管理者の設置について学校給食センターは直営とする。
- 2・北条給食センターを改修し、大栄給食センターを統合する。また施設の統合の後に調理を委託することも検討する。

### ③H22・5

・議会全員協議会

学校給食センター調理部門民間委託について説明

このほか、保護者、労働組合にも説明（H23年度から運用と）

### ③H22・10

北栄町学校給食センター竣工

### ④H20・6～H23・6

・定例町議会一般質問で、長谷川議員、津川議員などから質問あり。

長谷川議員：現在の臨時雇用職員の処遇・委託の安全性・偽装請負問題など。

津川議員：平成23年度から調理部門の民間委託は性急すぎないか。

(答弁主旨)

10月からの運営状況を見ながら、調理部門の民間委託に於いての問題・課題を点検  
検証し検討を進める。

### ⑤H25・3

・行政改革調査特別委員会調査報告で、具体的に民間活力の導入を図るものとして、給食センターが挙げられ、条件として下記が附されている。

- 1・民間導入にあたっては、給食の質を維持・向上を図る。
- 2・現在の調理員の継続的な雇用に努める。

### ⑥H25・4

・6月議会で債務負担行為を計上し、平成26年度から運用するよう資料再整備⇒5月6日議会全協予定

## 民間委託（調理現場）による効果について(協議)

H25・4・23

### 【経過】

4月4日、町長室に於いて学校給食センター民間委託（調理部門）について協議がもたれた。（松本長・岡崎副町長・岩垣教育長・別本総務課長・西村教育総務課長・田中議会事務局長、岡崎センター長）  
課題として、以下の点が指摘され再整備し協議し6月議会までに議員説明を行い、PTA説明会を経て6月議会にて債務負担行為を行い、平成25年4月より委託運用を行うもの。

### 《整備事項》

- ① 3者見積もり経費の幅が広く、もう1社（東洋食品：倉吉市・米子市・鳥取市学校給食受託業者）から見積もりを取り、下限上限見積もりを外した2社の平均値を持って資料とする。
- ② 民間委託のメリットの整理

### 【経費比較】※調理部門のみ

(単位千円：千円未満切り捨て)

	区 分	直 営	A 社	B 社	C 社	D 社
人 件 費	正規職員	14,428	21,893	25,113	27,269	31,135
	臨時職員	23,244 (正2・臨10)	正準社員10名 パート4名	正準社員3名 パート11名	正社員4名 パート10名	正準社員12名 パート2名
	小 計	37,672	21,893	25,113	27,267	31,133
事 業 費	厨房衛生		799	1,170	576	943
	消耗品		710	2,000	1,800	1,500
	事務用品等		72	228	2,358	360
	小 計		2,367	1,581	3,398	4,256
利 益	一般管理費		1,275	4,279	5,877	4,062
	小 計		1,275	4,279	5,877	4,062
	合 計		24,749	32,790	37,400	38,000
	消費税		1,237	1,639	1,870	1,900
	総 計		40,039	25,986	34,429	39,270
	請負減率	—	64.90%	85.98%	98.00%	99.6%
	採択可否		不採択	採択	採択	不採択
	採択値			平均値：36,849 (92.0%)		

### 【民間委託による効果】

#### ① 調理業務の委託により業務の効率化

- ・ センター長：調理員人事管理業務軽減（賃金計算・代替対応）により給食会計事務、センター管理運営事務への専念など。
- ・ 栄養士：調理員代替対応がなくなる事により、生徒に対する食育教育推進、専門業務（献立作成・

食材調達・調理指示・各種確認検収など)への専念

- ・委託による経費の削減
- ・企業内によるトラブルバックアップ体制(調理員の欠勤時等の代替対応・トラブルを想定した対応マニュアル・フローチャート化・職員研修の充実)
- ・現行臨時職員の継続雇用と正職員へ登用

### 【学校給食センターが今後一層推進するもの】

#### ◆食育

近年、児童・生徒の食生活においては、偏食、朝食欠食、偏った栄養摂取などによる食生活の乱れ、肥満傾向の増加などが指摘されている。

これらの課題を解決するため、家庭、学校、教育委員会(給食センター)がこれまで以上に連携して、食育を推進する。

#### ◆アレルギー対応、献立内容の充実

学校給食においては、献立内容の充実、地産地消の推進による安全な食材の使用、近年増加傾向、多様化する食物アレルギーのある児童・生徒へのよりきめ細かな対応を推進する。

#### ◆安全・衛生管理の徹底

センター長、学校栄養士により安全・衛生管理の徹底により安全で安心な給食の提供を図る。

#### ◆給食業務全般のコスト削減・効率的運営

センター全体の管理運営の徹底、給食費徴収の促進を図る。



## 《上記推進対策》 調理部門の民営化

### 【今後のスケジュール】

- ・4月23日：町長協議
- ・4月26日：定例教育委員会報告
- ・5月9日：臨時議会・行政報告で報告 又は 6月4日の全協で報告

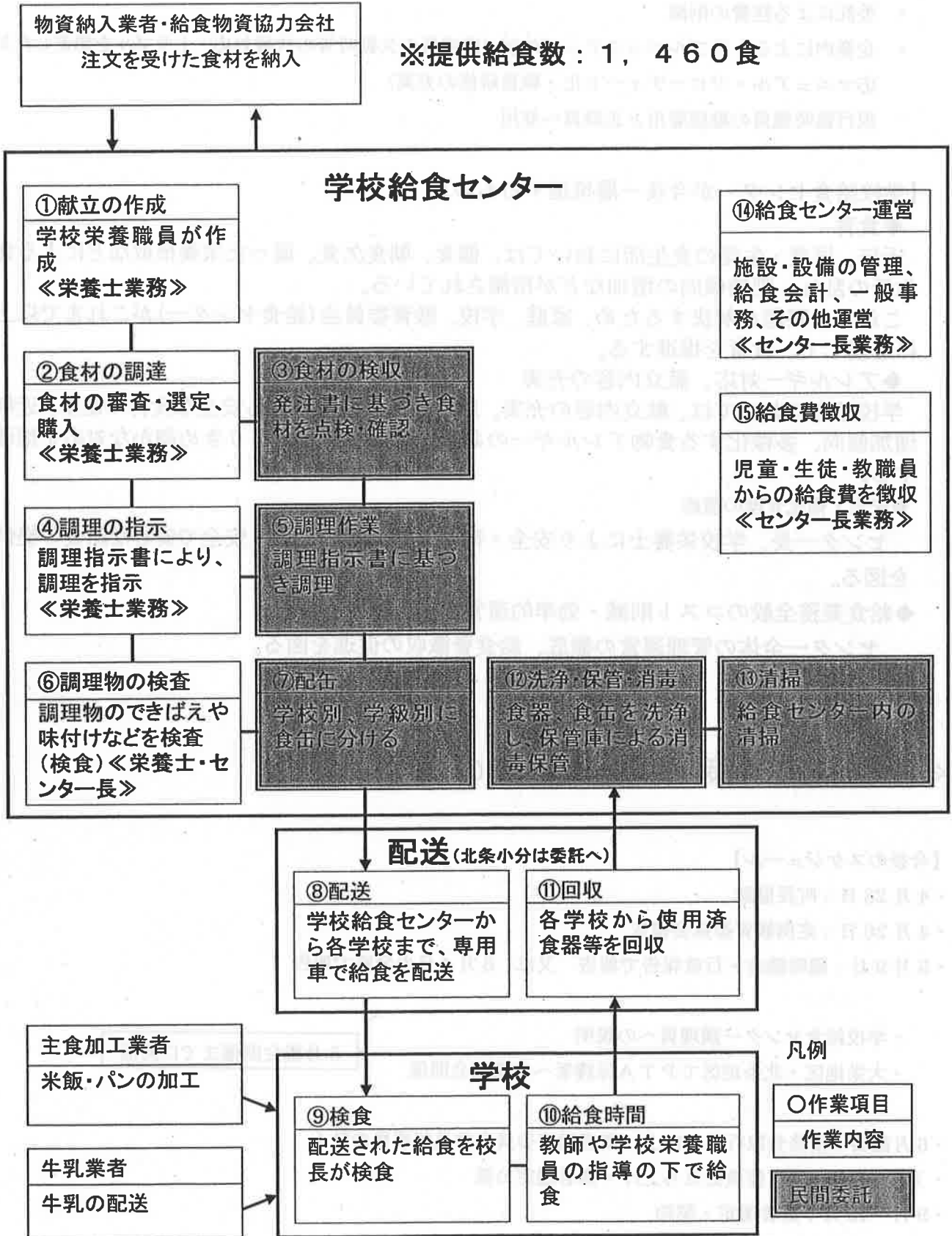
- ・学校給食センター調理員への説明
- ・大栄地区・北条地区でPTA保護者への説明会開催

6月議会開催までに開催

- ・6月議会：債務負担行為の計上・業者選定委員会委員報償費の計上
- ・7月～8月：選定委員会立ち上げ・業者選定公募
- ・9月～10月：業者選定・契約
- ・11月～3月：業務移行準備期間
- ・4月：調理部門委託開始



# 学校給食センター民間委託フロー



文部科学省通知「学校給食業務の運営の合理化について」に民間委託する場合においても、「献立の作成は、設置者が直接責任をもって実施すべきものであるから、委託の対象にしないこと。」と明記されている。そのため、献立作成に付随した、食材の調達、調理の指示は委託しない。



5 協議事項

追加資料3

(3) 小学校下校時における通学方法について

自治会名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	家庭数
曲	2		3	2	2	2	11	8
西新田場		1	2		2		5	4
東新田場	2	2	5	2	2		13	8
米里	1	2		1		1	5	5

※ 東新田場1・2年は、江北まで路線バス

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校

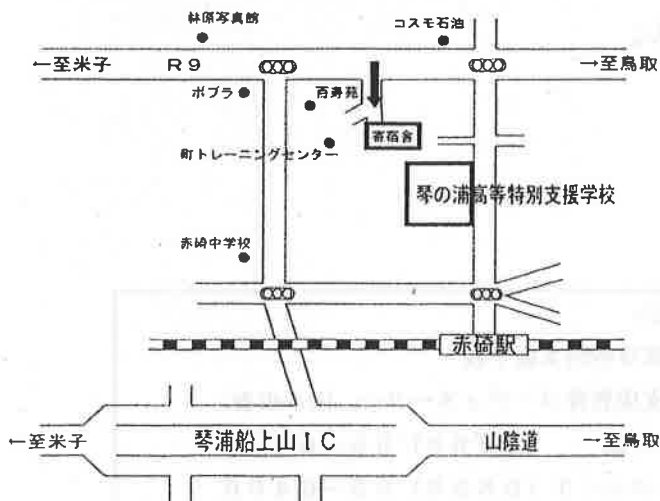
平成25年度 学校公開・学校説明会のご案内

	学校公開	学校説明会
日時	平成25年5月7日(火)～10日(金) 13日(月)、14日(火) の6日間 午前9時40分～午後3時50分	平成25年5月8日(水) 午前10時～正午 平成25年5月13日(月) 午後2時～4時 (両日とも同じ内容です。)
場所	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校(鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1957-1)	
対象	どなたでも参加できます。	どなたでも参加できます。 本校への進学を検討中の保護者、学校関係者はぜひこの機会にご参加ください。
内容	自由参観 (寄宿舍の公開はありません。)	学校概要説明 入学者選抜出願までの流れ 施設見学(寄宿舍含む) 等
申込み	不要です。 直接来校いただき、受付後ご自由に参観ください。	申込み用紙にご記入の上、ファクシミリで4月30日までにお申込みください。 保護者の方は学校を通してお申込みください。

駐車場

工事等のため、寄宿舍裏が駐車場となります。国道9号線からお入りください。

(寄宿舍裏駐車場から学校玄関まで徒歩約5分)



<問合せ先>  
 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校  
 担当 山本由香  
 電話 0858-55-6477  
 FAX 0858-55-6466

(別添)

平成25年度 県立琴の浦高等特別支援学校 学校公開 実施要綱

1 目的

保護者や地域住民、福祉施設・就労関係・教育関係などの各機関に対して、県立琴浦高等特別支援学校の施設設備や生徒の学校生活の様子を紹介し、本校への理解を推進する。

2 日時 平成25年5月7日(火)～10日(金)  
13日(月)、14日(火)の6日間  
いずれも午前9時40分～午後3時50分

3 生活時程

1校時	9:40～10:25
2校時	10:35～11:20
3校時	11:30～12:15
給食・休憩	12:15～13:15
4校時	13:15～14:00
5校時	14:10～14:55
6校時	15:05～15:50

3 対象 どなたでも御参加いただけます。

4 申込み 申込みは不要です。直接来校いただき、受付後御参観ください。

5 その他 寄宿舎の公開はありません。

<問合せ先>

琴の浦高等特別支援学校

特別支援教育コーディネーター 山本由香

電話 (0858) 55-6477

ファクシミリ (0858) 55-6466

(別添)

平成25年度 県立琴の浦高等特別支援学校 学校説明会 実施要綱

1 目的

保護者や地域住民、福祉施設・就労関係・教育関係などの各機関に対して、県立琴の浦高等特別支援学校の学校概要や教育内容を説明し、より一層の理解を深めていただくとともに、進路選択と一助としていただく。

- 2 日時 平成25年5月8日(水) 午前10時～正午  
平成25年5月13日(月) 午後2時～4時  
(両日とも同じ内容です。)

- 3 場所 琴の浦高等特別支援学校 会議室

- 4 対象 どなたでも御参加ください。  
特に本校への進学を検討されている生徒の保護者、学校関係者等はこの機会にぜひご参加ください。

- 5 内容 学校概要説明、入学者選抜出願までの流れ、  
施設見学(寄宿舎含む)等

- 6 申込み 事前申込みが必要です。  
別紙申込書にて4月30日(火)までにファクシミリでお申し込みください。  
なお、お手数をおかけしますが、保護者の申込みは学校ごとにとりまとめていただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

琴の浦高等特別支援学校

特別支援教育コーディネーター 山本由香

電話 (0858) 55-6477

ファクシミリ (0858) 55-6466

(評価の観点)  
 ①継続・単年 ④予算措置  
 ②対象者、参加者 ⑤ビジョンへの貢献度  
 ③参加者の満足度

(評価)  
 A=目標を大幅に達成できた D=目標を一部達成できなかった  
 B=目標をいくらか超えて達成できた E=ほぼ全く達成できなかった  
 C=目標どおり達成できた

事業名	実施概要	成果と課題	総合評価	各委員の意見等	点検評価に対する改善等の対応方針
1-④家庭教育の充実					
○人権同和教育小地域懇談会の開催	<p>【目的】町内全63自治会で自主的、主体的な学習活動として小地域懇談会を実施することにより「身の回りにおける人権課題」に気づくようみんなで人権感覚を高めていく</p> <p>【日時】9月～11月中                  【場所】各自治会館</p>	<p>《実施済》                  ○9月5日別所を皮切りに11月27日の期間で実施。                  ・63自治会で1008名が参加。                  懇談会では、主にビデオ視聴の跡幅広い人権問題、地域の問題などが話し合われた。</p> <p>【平成23年度の比較】                  ※H23実績: 63自治会・参加人数1,037人</p>	D	<p>・平成23年度評価「D」よりさらに参加者が減っているため、状況が悪くなっていると感じている。                  ・まず会場に来てもらうことが必要である。                  ・話さないといけないという状況＝参加しにくいとなっている。                  ・参加しない理由の中にもある、話すのが苦手な人に手立てが必要である。                  ・参加しにくい雰囲気がある。過去は意見を言っていたが意見が言えなくなっている。このままでは今後も参加者は減っていく。                  ・ビデオ視聴、話を聞くだけでも良いのではないか。意識が上がっていくのではないか。                  (回答) 部落差別問題が大きく取り上げられている。人権関係の計画を見直し、「人権同和」を「人権全般」とすることとしている。参加しやすい事業へと見直していきたいと考えている。</p>	<p>《対応方針》                  ・総合計画を見直し、今まで以上に幅広い人権について知り、気づき、学習する場である事を、地区推進委員研修会、自治会長会等で周知啓発する。                  ・名称を改称し、参加しやすい雰囲気づくりを行う。                  ・参加のしやすさを第一に、研修メニューの柱を啓発DVDの視聴とした上で、メニューの多様化を進める。                  ・本事業は、より多くの方が参加することを目的としたメニューとして検討を進め、別途自由メニューとして少人数による学習を深める講座的なものも紹介し、人権意識の高揚に向けた自治会・グループ等への取り組みも行う。</p>

# 5 協議事項 (1) いじめに関する実態調査について

資料

## いじめに関する実態調査 (案)

北栄町教育委員会

### 1 目的

本調査は、いじめの実態を把握し、今後のいじめの未然防止、早期発見・早期対応等の指導に役立てることを目的として実施する。

### 2 実施時期

平成25年5月下旬(予定)

平成25年10月下旬(予定)

### 3 対象

町内小中学校の児童生徒

### 4 調査方法

(1) 小学校1, 2年生

学校で記入

(2) 小学校3年生～中学校3年生

児童生徒が調査用紙を自宅に持ち帰り、記入する。記入した調査用紙を封筒に入れ、担任に提出する。

### 5 調査用紙(別紙)

・小学校1, 2年生用

・小学校3～6年生用

・中学校1～3年生用

### 6 調査の活用

(1) 本調査によっていじめの実態を把握し、その実態に応じて学校教育全般で、いじめを許さず、豊かな人間関係をつくっていく心や態度の育成を図る。(未然防止)

(2) 本調査に記載された実態を全職員が把握した上で、チェックポイントを活かした日常的な観察や生活記録ノート等の記述内容などから、いじめを早期に発見し、対応していく。(早期発見・早期対応)

いじめについての調査

(学) 吉岡市立 (小学校 1, 2 年用)

あなたは何年生ですか。小学校

年生

あなたは男子ですか。女子ですか。○をしてください。 男子 ・ 女子

4月がつから今いままで、あなたは つぎのようなことを されたことがありますか。

あるときは こたえのところに ○をしてください。

	しつもん	こたえ
1	わるぐちを いわれた。	
2	なかま 仲間はずれに された。	
3	むし 無視を された。	
4	たたかれたり、けられたりした。	
5	も もの 持ち物を かくされた。	
6	いやなことを させられた。	

いじめについての調査ちょうさ

小学校 がくねん  
学年 3・4・5・6 おとこ  
男 ・ おんな  
女

(あなたの学年がくねん、男女に○をしてください)

今年ことしの4月がつから現在げんざいまでの間あいだ、あなたは次のようなことをされたり、見たりしたことがありますか。

1から9までの質問しつもんについて、ア～オのうちあてはまるものに○をしてください。その他たは、その内容ないようを( )内ないに書いてしてください。

- ア されたことがある
- イ 今いまもされている
- ウ 見みたことがある
- エ ない
- オ わからない

ばんごう 番号	しつもん 質問	こたえ 答
1	からかわれたり、悪口 <small>わるくち</small> を言 <small>い</small> われたりする。	ア イ ウ エ オ
2	仲間 <small>なかま</small> はずれ、無視 <small>むし</small> をされる。	ア イ ウ エ オ
3	たたかれたり、けられたりする。	ア イ ウ エ オ
4	お金 <small>かね</small> や品物 <small>しなもの</small> をほしいと言 <small>い</small> われる。	ア イ ウ エ オ
5	持ち物 <small>もの</small> をかくされる。	ア イ ウ エ オ
6	いやなことをさせられる。	ア イ ウ エ オ
7	パソコンや携帯電話 <small>けいたいでんわ</small> で心 <small>こころ</small> が傷 <small>きず</small> つく内容 <small>ないよう</small> のメール <small>おく</small> が送 <small>おく</small> られてくる。	ア イ ウ エ オ
8	その他 <small>た</small> ( )	ア イ ウ エ オ



いじめに関する実態調査

中学校  学年  1・2・3  男・女

(あなたの学年、男女に○をしてください)

平成25年4月から現在までの間、あなたは次のような行為を受けたり、見たりしたことがありますか。

1から9までの設問に対してA～Eのうち該当するものに○をしてください。その他は、その内容を( )内に記入してください。

- A 受けたことがある
- B 現在も受けている
- C 見たことがある
- D ない
- E わからない

番号	設 問	回 答
1	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	A B C D E
2	仲間はずれ、集団による無視をされる。	A B C D E
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	A B C D E
4	ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。	A B C D E
5	金品をたかられる。	A B C D E
6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	A B C D E
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	A B C D E
8	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	A B C D E
9	その他 ( )	A B C D E

## ①学校、日常的な観察のポイント

### 【登校時～始業時】

- いつも一人で登校したり、友だちと登校していても表情が暗かったりする。
- 朝早く登校したり、遅く登校したりしている。
- 自分からあいさつをしようとせず、友だちからのあいさつや声かけもない。
- 教師からのあいさつや声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。
- 元気がなく、顔色がすぐれない。
- はっきりした理由もなく欠席する。
- 健康観察で元気がない返事をしたり、返事をしなかったりする。
- 健康観察で、頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。
- 遅刻や早退が目立ってきている。
- 発言や態度に、周囲への過度な気遣いが見られる。
- 次の学習の準備をしないで、ぼんやりしていたり、そわそわしていたりしている。

### 【授業時間】

- 宿題・課題等の忘れ物が多くなってきている。
- 教室に入れず、保健室や職員室へ来て時間を過ごす。
- 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- 授業開始時、机上や机の周りに学習用具等が散乱している。
- 教科書・ノートなどが落書きされたり、汚されたりしている。
- 心身の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。
- おどおどして発言をためらったり、うつむいたりしている。
- 特定の児童生徒が間違えたり失敗したりすると、やじられたり笑われたりしている。
- 特定の児童生徒をほめると、周りの児童生徒があざ笑ったりしらけたりしている。
- 特定の児童生徒が、学習内容と全く関係のないことを発言し（させられ）て、みんなの笑い者になっている。
- 二人組やグループを作って学習するとき、特定の児童生徒が取り残されている。
- 班やグループを代表しての発表や活動等で、特定の児童生徒がさせられている。
- 特定の児童生徒に対し、周囲の児童生徒が机椅子を離して座ろうとしている。
- 特定の児童生徒が入った係等に、他の児童生徒が入りたがらない。
- 学習意欲がなく、学習内容が理解できなくなるなど、学習状況の悪化がある。
- これといった明確な理由がないのに、学習成績が急激に下がっている。

### 【休み時間】

- これまで仲のよかったグループから外されている。
- どのグループにも入れず、一人でポツンとしている。
- 休み時間に、自分の席から離れないようにしている。
- 休み時間に、トイレや相談室等に閉じこもっていることが多い。
- 自分から友だちに声かけをせず、誘われるまま元気がなくついて行っている。
- 保健室に出入りすることが多くなってきている。
- 特別な用事もないのに、職員室に入ってきたり、近くをうろうろしたりしている。
- 教師に必要以上に寄り添ったり、隠れるようにして話をしたりしている。
- 遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 一緒に遊んでいるように見えても、表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
- 一緒に遊んでいる友だちに、過度な気遣いをしている様子が見られる。
- 遊びの中で、いつもオニの役やいやな役をやらされている。
- プロレスの遊びや〇〇ごっこのようなことに、無理やり加えられている。
- 特定の児童生徒が、異性に対して、異様な声かけやふざけとも受け取れる行為をしている。

【昼食（給食）時間】

- 敬遠されがちなメニューを、特定の児童生徒に山盛りに盛りつけている。
- 特定の児童生徒への（意図的な）配り忘れがある。
- 特定の児童生徒が配膳をすると、周りの子が受け取ろうとしない。
- 給食当番の時、いつも重いものや数が多いものの当番になっている。
- 順番に並ぶ必要がある時、特定の児童生徒のそばに並ぼうとしない。
- よく腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりしている。
- グループ（班）を作って食事をする時、特定の児童生徒の机だけが、他の子の机から少し離されていたり、そのまま机等がぼつんと残されたりしている。
- 特定の児童生徒が話しかけても、無視されて会話に入れない。
- グループでの話題として、特定の児童生徒の悪口や失敗等が中心になり、面白そうに会話している。
- 特定の児童生徒だけが、一人で食器等を片付けさせられている。
- 食器等の返却で、一番重いものや汚れたものを持たされている。
- 特定の児童生徒が、好きな物を他の児童生徒からもらい集めている。
- 給食服を複数洗濯してくる。

【清掃時間】

- 特定の児童生徒と同じ清掃区域になりたがらない。
- いつもみんなの嫌がる仕事や場所が割り当てられる。
- 特定の児童生徒のぞうきん等の清掃道具がなくなったり、ゴミ箱等に捨ててあったりする。
- 特定の児童生徒だけが清掃道具を持たないで清掃したり、いつも一番古い清掃道具を使って清掃をしたりしている。
- 他の児童生徒と一緒に清掃しているのに、一人だけ離れた場所にいる。
- 机・椅子の移動時、特定の児童生徒の机・椅子が取り残されたり、誰も移動しようとしなかったりする。
- 特定の児童生徒だけが、誰もやりたがらない分担（役割）をさせられているようなことがある。
- 特定の児童生徒がぞうきんがけ等をしているとき、他の児童生徒がそれを邪魔したり、ふざけた言動をしたりしている。
- 清掃後、清掃前に比べ、衣服がひどく汚れていたり、ぬれていたりしている。
- 他の児童生徒は既に清掃を終らせているのに、特定の児童生徒が掃除や後片付けをしている。
- 清掃後の授業に遅れてくることが、しばしばある。

【帰りの会～下校時】

- 帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。
- 帰りの会で配布したプリント等が、特定の児童生徒だけに渡らない。
- 特定の児童生徒が、いつも帰りの会で追及される。
- 何か事が起きると、いつも特定の児童生徒のせいにされる。
- 下校近くになると、不安そうな表情をして落ち着かない。
- 特別な用事がないのに、教室に残ってなかなか帰ろうとしない。
- 用事がないのに教師の近くや職員室の周りをうろうろしている。
- 朝や昼には見られなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等がある。
- いつも一人で下校するか、校門の近くなど教師の目の届きにくい所に友だちが待ち伏せしていて一緒に帰る。
- 特別な理由もないのに、あわてて下校する。
- 下校の通学路で、いつも友だちの荷物等を持たされている。
- 自転車通学の生徒なのに、たびたび走らされて下校している。
- 帰るときになって特定の児童生徒の下靴等がなくなっていることが分かり、捜してもなかなか見つからない。

【クラブ・部活動の時間】

- 一人で準備や後片付けをよくさせられている。
- 部活動に遅れて来ることが多くなっている。
- 頭痛・腹痛・体調不良をよく訴えてくる。

- 特定の児童生徒だけに集中してボールを投げたり打ったりして、失敗すると笑い者にしたり、ひどい言葉を投げかけたりする。
- 特定の児童生徒だけにボールがほとんど回ってこない。
- 練習中や休憩中、一人でぼつんとしている。
- 特定の児童生徒が触った用具を他の児童生徒が触ろうとしない。
- 特定の児童生徒が他の児童生徒の言いなりになっている。
- 二人組やグループ、またはチームで活動するとき、特定の児童生徒だけがいつも取り残される。
- 練習着が破れていたりボタンが取れていたり、異常な汚れが見られたりする。
- 理由がはっきりしない傷・こぶ・あざ・鼻血・怪我等がある。
- 部活動を休むことが多くなり、理由を聞いてもはっきりしない。
- 理由をはっきり言わないで、急に退部・休部を言います。

#### 【学校生活全般】

- 理由の明確でない傷・あざ・鼻血・怪我等が見られたり、それを隠そうとしたり、衣服が破れていたり、ボタンが取れていたり、異常な汚れが見られたりする。
- 不自然な言動が見られ、周囲の友だちの動きを異常に気にする。
- 普段明朗な児童生徒が急にふさぎこんだり、おどおどしたりしている。
- 頭痛・腹痛・体調不良をよく訴えたり、一人で保健室に行きたがったりしている。
- 一人で行動したり、集団行動（遠足、修学旅行等）を避けたりしている。
- 連絡帳や生活ノート等に不安や悩みを滲ます表現が見受けられる。
- いつも使い走り等をさせられるなど、他人の言いなりになっている。
- いやなあだ名をしつこく言われたり、「キモイ・ウザイ」等と非難されている。
- 特定の児童生徒の机や椅子や持ち物にさわろうとしない傾向がある。
- 席替えや班決めで、特定の児童生徒の隣や近くの座席をいやがる。
- ふざけた雰囲気の中で、班長や学級代表等にも選ばれる。
- グループ分けなどで、最後まで所属が決まらない。
- 個人の持ち物が紛失したり、壊されたり、いたずら書きされたりしている。
- 掲示作品・背面黒板・壁・柱等に中傷や悪質な落書きが見られる。

## ②家庭でのポイント

#### 【態度やしぐさ】

- 家族との対話を避けるようになる。
- 受信した電子メールをこっそり見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。
- 部屋に閉じこもり、考え事をしたり、家族とも食事をしたがらなかったりする。
- 感情の起伏が激しくなり、動物や物等に八つ当たりする。
- 帰りが遅くなったり、理由を言わず外出をしたりする。
- 用事もないのに、朝早く家を出る。

#### 【服装、身体・体調】

- 衣服に汚れや破れが見られたり、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがあったりする。
- 自分のものではない衣服（制服）を着ている。
- 学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると腹痛等、身体の具合が悪くなったりする。
- 食欲不振、不眠を訴える。

#### 【学習】

- 学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 成績が低下する。

#### 【持ち物、金品】

- 家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、使いみちのはっきりしないお金を欲しが
- る。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。

#### 【交友関係】

- 〇数が少なくなり、学校や友だちのことを話さなくなる。
- 無言電話等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがある。
- 急に友だちが変わる。

## いじめに関する実態調査(提案)

学年 1. 2. 3. 性別 男子 女子

あなたは現在までの間、下記のような行為を受けたことや、見たり、聞いたりしたことはありますか。

次の1～8の設問に対して該当する番号に○をしてください。

(1. 今も受けている    2. 以前に受けた    3. 見たことがある    4. 聞いたことがある    5. ない)

設問	左記の行為を受けたことがありますか	1～4と答えた人は、この欄も記入してください
1 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	1. 2. 3. 4. 5.	上級生 同級生 下級生 他校の生徒 先生 大人
2 仲間はずれ、集団による無視をされる。	1. 2. 3. 4. 5.	上級生 同級生 下級生 他校の生徒 先生 大人
3 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1. 2. 3. 4. 5.	上級生 同級生 下級生 他校の生徒 先生 大人
4 ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。	1. 2. 3. 4. 5.	上級生 同級生 下級生 他校の生徒 先生 大人
5 金品をたかれる。	1. 2. 3. 4. 5.	上級生 同級生 下級生 他校の生徒 先生 大人
6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1. 2. 3. 4. 5.	上級生 同級生 下級生 他校の生徒 先生 大人
7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1. 2. 3. 4. 5.	上級生 同級生 下級生 他校の生徒 先生 大人
8 パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	1. 2. 3. 4. 5.	上級生 同級生 下級生 他校の生徒 先生 大人

◎ご意見・ご感想がありましたら裏面にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。





平成24年度こども園・保育所園評価の協議のまとめ

1、こども園、保育所園評価からの振り返り

めざすこどもの姿		成 果	課 題 評 価		共通理解
いきいきと遊べる子	① しっかりと遊び込む子 ② 友達と仲良く遊ぶ子 ③ 感動を伝え合う子	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分のしたい遊びを見つけて意欲をもって遊びを楽しんでいる。</li> <li>生活リズムや情緒が安定し、意欲的に挑戦する子が多くなってきた。</li> <li>全身運動や探索活動が盛んになった。</li> <li>環境構成の工夫で、子どもの興味が広がる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登園時間が遅く、リズムがつきにくい。</li> <li>異年齢の交流する機会が少ない。</li> <li>遊びの工夫、環境構成のあり方の再検討</li> <li>約束やルールのある遊びができない。</li> <li>遊びが続かない。</li> <li>行事に追われ、ゆっくり遊び時間がない。</li> </ul>	B 4園	<ul style="list-style-type: none"> <li>異年齢交流の内容と時間の工夫をする。</li> <li>異年齢交流の年間計画を作成する。</li> <li>子ども同士の遊びの工夫、約束やルールの工夫がでてくるような環境の工夫をする。</li> <li>就学を見通して、どの年齢で何を育てていくかを考えることが大事。</li> <li>遊びの持続は、保育者の仕掛けが大事。</li> <li>行事は、本当に必要なものを実施。</li> </ul>
おもいやりのある子	① 自分や友達を大切に する子 ② 助け合う子 ③ 命を大切に する子 ④ 良い悪いが区別 できる子	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども同士の関わりの中で、学んでいる。</li> <li>自分の思いが言えるようになってきた。</li> <li>友達を見守ったり、応援したりする姿勢が育ってきた。</li> <li>支援の必要な子の頑張りを認める姿がある。</li> <li>クッキング、食育、栽培活動、動植物の関わりを通して、優しい心や命の大切さにつながっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みんなで、仲間という意識が育っていない。</li> <li>トラブルが多い。</li> <li>まだまだ、自分の思いを言葉で伝える事が弱い。(伝え方がきつい。手足がでる)</li> <li>相手の立場になって考える事やクラス全体で話し合う力が育っていない。</li> <li>自己肯定感を積み上げていく必要がある。</li> </ul>	B 4園	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲立ち=友だち同士で解決、保育者は伝わるような声かけが必要となる。</li> <li>自分と違う考えの人がいることを知らせる</li> <li>コミュニケーション能力をつける。</li> <li>折り合いをつける力をつける。</li> <li>気になる子の良さを話題にし、一人一人の良さを十分に伝える。=自己肯定感</li> </ul>
さいままでとりくむ子	① 自分のことは自分です る。 ② チャレンジする子 ③ 粘り強くとりくむ子	<ul style="list-style-type: none"> <li>少しずつ集中力がついてきている。</li> <li>チャレンジする気持ちが自信へとつながっている。</li> <li>「小さなできた」の積み重ねが、意欲や挑戦する姿となっていた。</li> <li>当番活動や手伝い等意欲的に取り組める。</li> <li>基本的な片づけや整理整頓が身についてきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>片づけをする子、しない子がわかれてしまう。</li> <li>話が聞けない。</li> <li>友達と声を掛け合いながら、自分達でやりきる経験が少ない。</li> <li>生活リズムや情緒の安定が影響する子がある</li> <li>少しのつまずきで、あきらめてしまう。</li> </ul>	A 1園 B 2園 C 1園	<ul style="list-style-type: none"> <li>片づけをしない子をそのままにしない。</li> <li>遊んだら片づけるという習慣をつける。</li> <li>遊びが満足いく設定、仕掛けをする。</li> <li>登園時間が早くなるようなしかけをする。</li> <li>夜型の生活リズムの子が多い=保護者に早寝早起きの習慣ができる仕掛けをする。(あいさつ当番等)</li> </ul>

※評価項目 A 十分達成されている B 達成されている C あまり達成されていない D 達成されていない

2、研修を通じた職員の取り組みの変化

現 状 (実態)	成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>研究主題に向けた取り組みを保護者講演会や園だより等で、説明し理解を得た。</li> <li>園内研修や職員会等で、職員の発言が少ない。</li> <li>臨時保育士も研修に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が、園での取り組みがわかってきた。</li> <li>他園の公開保育に参加し、お互いの保育を見ることなど研修に参加することで、職員の意識がかわり、発言者が多くなってきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら課題意識を持ち、見取る視点や幼児理解に努める。</li> <li>前年度の研修を活かし、保育の技術を相互に学びあう。</li> <li>臨時保育士の研修の参加を呼びかけ、保育の質の向上を図る。</li> <li>研修に参加したあと、次の保育に活かされない。</li> </ul>